

で、一朝之が贖金と判明するや、經濟界は頗に動搖し、物價の激變が伴ひ、一方には一攫千金の投機者があると共に他方眞面目の人々は産業經營上採算の基礎を破壊せらるゝに至つたのは自然であり日常生活上一大困厄を招來した。

飯田知久町一丁目の野田屋彌兵衛が京阪地方に商取引があつて新二分金を買出し、同町大阪屋財助が金主元であつた。(古老の話に一朱(四百廿四文)、のものが八倍以上になつたと云はれる)發覺の動機は、野田屋が新二分金を荏粒の俵に秘して大平越で輸入するのを、元結扱きの職人が探知し大平峠を越して飯田に入らんとするを襲ひ俵を改めると何れも新二分金であつたので一大騒動を惹起するに至つた。

明治二年七月窮狀を訴へ合ひ居たる郡民は突如、各地に蜂起し、上飯田村は神明の森、別府は經藏寺と云つた如く上郷及下郷の各村皆思ひ／＼に神社境内及寺院境内或は原野に集合して、勢揃ひをなし何れも飯田町に侵入し領主に窮狀を訴へ救助されん事を乞ひ歎願書を提出すると共に之が元兇と目された左の數軒は民衆の怨恨を買ひ家屋を破壊された。

- 山村(現在鼎村)の庄屋 藤七及平九助
- 飯田知久町一丁目 大阪屋財助
- 同 野田屋彌兵衛
- 同本町一丁目 伊實屋藤右衛門

當時下郷(下郷とは松川以南、松川以北を上郷と云ふ)の村役人が連署して領主へ差出した願書は左の如くである。

乍恐奉願上候口上書の事

新二分金通用方之儀に付奸商共の所業にて郡中一圓極難一時不得止事

右奸商共を悪み候儀にて奉對御上様、意志御座なく候へ共御領民卒然と動搖致し不容易舉動相動き即今の事件に至り奉恐懼候然りと雖御仁恤の御所置を以て御家限り紙幣御製造右二分金の御引替被下置一同深く強感仕候右は村々役人其平生村中取締方不行届候故之儀と奉恐入候、私共庄屋役之儀御免被成下候様願上候處寛大の御仁恤を以て御理解被爲在是迄通御役相助可申旨被仰渡難有感得仕候粗承知仕候へば御重役様其外掛御役々様方右事件故之儀か御差し控御向被遊候趣、之又深奉恐入候、何卒御役向の儀は是迄通り御勤務被爲在奉仰御政体度、村々役人共一同奉歎願候、恐惶頓首謹言

明治二巳年七月

民政局御役所

下郷村々庄屋連署

京阪地方より贖金二分金を輸入し、又は流通した嫌疑を以て七月十日捕縛、入牢の身となつたものは左の如くで當時飯田町に於ける有力者が多い。

- 本町一丁目 木下長四郎
- 木下清兵衛

知久町一丁目	野田屋彌兵衛
知久町二丁目	大阪屋財助
同 三丁目	國島屋安兵衛
箕瀨町	板屋與治右衛門
本 町三丁目	吉田屋平吉
同 二丁目	伊勢屋彌右衛門
同 一丁目	櫻井好右衛門
	新井藤右衛門
	紙屋民右衛門
松尾町一丁目	松屋文吉
櫻 町一丁目	綿屋増吉
大横町	宮澤屋常吉
扇 町	島田屋恒吉

十二月二十日に至り之等の人々は皆夫々親類、組合へ御預け仰付けられ其組合一同及び時の町役人は請印を押捺して提出した、その町役人は左の人々である。

庄屋 奥村收藏	平澤喜七郎
小林源兵衛	大原六兵衛
問屋 福住喜三郎	野原半三郎
年寄 福住兵次郎	

飯田藩主堀侯は、明治三年八月十四日領内に觸れて、廿五日迄に榊形（まきがた）のいろは杉（飯田城一、二の門の間に郭の狭く方形をなせる所の武者溜曲堡があつて老杉鬱々としていろは四十八に比喩せしより起りし？現在櫻町一丁目と土井）を入札に附し、又七月廿五日武器及び城外の樹木賣却を觸れて之を賣却し、右新二分金引換の資に充てた。

最初本騒動の起るや堀侯は、前記願書にもある如く、藩札を出して二分金と引換を断行して鎮壓に努め、この藩札は一時的のものであつた爲め之が引換の資源として武器竝に城外の樹木及び前記いろは杉を賣却したものであつた。（本騒動に關し挿話等あるも省畧す）

二四、會田騒動

明治二年は王政維新日猶淺く人心穩かならず、加之比年來五穀稔らず、貧民の饑餓に泣くもの多く、時恰も賃金（チャラ金と稱す）藩内に入り來り、之を所持するもの多かつたが、税金として採用せられず、

民に不平を抱くもの多く、同年八月二十五日會田山中より暴動が起り、會田、宮本、長越、横川、取出、板場、反町の各村之に應じた。

最初保福寺の酒屋を襲ひ、十二を經、大口澤、日向質屋市川某家入つて亂暴し、茲にて二手に別れ道々暴徒を集めつゝ、一手は田澤の渡場より寺所に入り、一手は城山の尾根を下り先の渡場に出で兩者踏入にて合し重柳を襲つて狼藉した、重柳に入つたのはこの村の人々との間に川除の事で恨があつた故である、此時の人数千數百人に達した、重柳にては財貨を片付け、若者十數人を集め藥師堂原に陣を布き、凶徒に向つて發砲し二人を傷付けたので却つて激怒を買ひ、大庄屋等々力傳右工門、庄屋源左衛門、同門十郎、川世話文右衛門、同喜平治を焼き拂ひ、他の一軒を類焼せしめ、同地の穂高組御圍倉亦焼かれた、かくて一揆は柏矢町に出で白井家に及ぼんとした時、取鎮めとして松本藩士の來るを聞き、犀川下流を逃れて四散した。此時捉はれしもの八十名、即死者二名、怪我人二十名、捕はれたものは、一時矢原の郷倉に收容し後松本に送られて處刑せられた。(南安曇郡誌)

會田騒動の餘波

明治二年は五穀稔らず、藩主は新に令を出して米穀の他領へ糶するを禁じ、又猥りに酒を醸すことを制限して米價の緩和を計つたが、其間隙に處して奸商の暴利を貪るものも少からず、憶説百出、或は米の買占を行ふとか、或は夜間遊船を利用して他領へ搬出する等、貧民の富豪を怨む聲日に加はり、こ

の人心不穩の際、近郡に上田騒動、松代騒動、中野騒動があり、之等騒動が何れも人民の勝利に歸せざるはないと傳へられるに至り、八月下旬筑摩郡會田村の人某々等巨魁となり貧民を煽動して行々富豪を脅かし安曇郡重柳村に至り松本藩の鎮撫と相前後して筑摩郡潮澤村地方に一揆が起つた。

初め潮澤村常重院の住職某の女婿某及潮村の人西松某等、米價騰貴は富家豪商の獨占に依るとなし怨嗟しつゝある折柄、會田騒動が導火線となつて八月二十六日、池田地方の富豪を脅さんと所在の貧民を煽動して蜂起し、竹槍蒲旗法螺を鳴らし、行々人民を唆かし道を潮澤村竹の花にとり山を越えて小立野村丸木に出で翌二十七日黎明小立野より行々法螺を鳴し鯨波を揚げて下生野村に達し招かざるに來り加はる總勢二百八十名、酒造家平林虎一は來襲を豫知し酒數石を出し群れ來る暴徒を懇切に接待したので一同鯨飲し謝意を表し道を轉じて質商兼雜貨商の平林又之亟宅に至り亂暴を極め互ひに貨物を抄掠し、犀川を渡り池田に趣かんと河岸に集る時に午前八時だつた。

小泉にては暴徒の來るを恐れ一步も川を越えさせじと各所の渡船の綱を切り船を西岸に繋ぎ、村民一同里正牛越長平方に集り防禦策を講じ、傍書類家財を他に運搬し萬一を警戒した、一揆は東岸に立ち大聲に連呼して曰く速に舟を出し池田に同行せよ否らんずば全村を擧げて灰燼に委せんと、村民恐怖して遂に舟二艘を出して之を八丁の北端水車山の下に送つた、一揆等舟を出すの遲きを憤り途次里正牛越氏を脅かさんとし八丁を經て小泉村に至る、時既に泥醉蹣跚踉として或は道に倒れ、畑に躓り漸くにし

て小泉村に達するを得たのは二百五六十人許、牛越氏の庭に燎火を焚き恣まゝに家財什器を火中に投ぜんとするあり或は火を屋に放たんとするもの、又は凶器を携へて戸障子を破る等狼藉を極め、村民斡旋して彼に説き此れを宥め、遂に大麥卅駄、小麥廿駄を安價にて譲渡の契約書を出し午餐を饗して漸くに心を紓ぶ。

時に松本藩士後藤爲之助等七人重柳村に於ける暴民を鎮撫し途次下押野村荻原村中村の村人二百餘人を驅て砲運隊と共に來り、牛越の南方に在る八幡社境内より空砲を放つた、砲運隊は地方の獵師八九名より成れる一隊で藩主の命に依り不時に備へるものである、茲に於て一揆等大に驚怖し、四散した、偶々藩士鶴見源十郎等の一隊及出川の穢多頭彦太夫等來り會し協力し互に木刀を翳して一揆を倒し之を縛した。然れども一揆等往々良民に混じて免れんとし容易に物色し得ず、依つて一令を下し良民に各髻に紙を附せしめると一揆之を諜知して眞似るので更に令して良民に左胆せしめ縛に就くもの三十八人、之を直に松本に押送し、他は逃れ去つた、翌二十八日奉行林長左衛門の一行又加はり、藩士以下數人滞在四日、九月一日に至つて漸く常に復した、この費用百二十兩之を池田組の負擔として解決した。

(北安曇郡誌)

二五、上田騒動

明治維新後の騒動は先に巳年騒動あり、後に秩父暴徒侵入の警戒、大正米騒動餘波あり、前者は規模頗る大なりしも後者は何れも未侵未發に落着した、巳年騒動は明治二年八月上田藩治下、浦野組奈良本村より起りたる百姓一揆にして、同月十五日に初り、十六日夕集合し、十七日城下に強訴、十八日城下町を破壊し、放火し、十九日退散、日數すべて五日、奪略する沿路四里、鼓應する村數治下全組、實に實曆騒動を距る百八年、兩者何れも巳年にあつたのも因縁がある、八月十五日主謀者は入奈良本村に同志を糾合し、郷藏前に左の捨文を張置いた。

難重願之事

一、賣米七升五合に御座候へば、誠に極難中吸表會所へ願出し、二斗代の相場に相成用、早速御宗團可被下候、此だん來不連と申物はあらば、其物の内打とはしに御座候、早々以上

八月十六日夜正四ツ時に出立被下候

とあり、これ何人の手に出づるかを知らず、將何人の主謀なるかも知らず、或は之を知るも施政に對する不滿、凶作に對する不穩、賈金に對する不平等に交々腦裏を攪亂せらるゝ一般人は、又打潰手段の脅威に對し恟々として一種いふべからざる不安の念に刺された、而して一人たゞんか、忽ち之に附和雷同して爆發せんも敢て辭せざるの狀勢であつた、八月十六日、藩主松平忠禮東京より上田に歸城す、夜四ツ時頃一揆果して夫神河原に群集し、將に出動せんとす、入奈良本村兼帶莊屋殿戸村小林眞七郎之を藩

廳に注進し、次いで下奈良本村莊屋堀内淺吉亦其馬越村まで押出で、同勢既に十村に及ぶと急告す。藩にては判司事、書算、捕亡等を遣はし、途に之を制せんとせしが及ばず、遂に鹽田組、小泉組之に應じて蜂起す、晝九ツ頃、一揆千曲川を渡る、領事久松新五左衛門以下郡奉行、代官、手代等之を諏訪部河原に靜止せしめんとせしも服せず、掛抜け掛抜け坂下に奮入し、次第に城下にせまる、其數凡六百九十人といふ、執政師岡主鈴以下諸吏、大手先に出で百方説諭すれども鎮まらず、却つて町内に暴舉を加ふ、遂に執政は原町に、藩主は騎馬にて大手に向ひ、願意聞届くべし、惣代より書面提出すべしと諭す、之に依りて木戸内に一揆を導き、學校、稽古場、御作事、御矢場四所に分ち、説諭を興へ、且つ仕出し辨當を施す、之に次いで遅れ來れる一揆の連中は夜に入り、木町より原町に至る商店を踏荒し、狼藉至らざるなし、遂に海野町に火を放ち、延焼數町、二百十四戸烏有に歸す、十八日朝、城内に泊れる一揆にも、城外に在りしものにも願書提出すべきを説きて去らしめ、下河原に談合せしむ、雨あり、田中組、國分寺組、洗馬組、武石村等一揆の威嚇に恐怖し、出動せしむるものありしが翌朝歸村す、十九日、朝より雨、各村二三人惣代によりて嘆願せるもの少きは數條、多きは十數條なり、即吏之を比較統合して即刻聽許すべきもの十二條、然らざるもの十一條とし、夕刻七ツ半過ぐる頃を了る。二十日午前中雨、二十一日藩治下に布告して衆議を徴した、廿二日、雨天、藩事由を辨官御役所に上申す、爾來被害狀況を届出でしめしに、四十九村二百六十九名、一揆三百四戸に及ぶ、二十七日、長久保、和田邊の農民二三百

人中之條局に訴へんとして出動す、上田藩判司其惣代を選ばしめ、同道して之を中之條局に送り、一揆は岩下村瀬澤に一泊し、翌日退く、二十八日、小諸藩治下芦田組の農民蜂起す、同治下丸子村邊の者も之に呼應し、翌日佐久郡二十四村と共に依田窪八村嘆願書を出し、御藏詰込米借用を請ふ、九月一日、小諸藩は治下の嘆願を容る、一揆歸村す、かくて上田藩は其主謀者を探り、人奈良本村一之澤百姓九郎右衛門(己六十四歳)筑摩郡出川組尾坂村帳外馬重(己三十六歳九郎右衛門の甥にて此時杵掛村琴山に日雇稼)杵掛村琴山百姓歌次(己五十二歳)同村常五郎(己五十二歳)同村百姓玉藏(己四十八歳)等五人、其巨魁なりしを知る、十一月九日、九郎右衛門、馬重、歌次、幸五郎入牢し、同月十三日玉藏入牢す、藩吟味して實を得、十二月御仕置伺書を作製し、刊部省の指令を待つ、この間馬重病死す、歌次は永牢、九郎右衛門は梟首(常五郎、玉藏は詳ならず)是藩治最終の斬首、梟首であつた。

(日乗、騒動一件書留、付々願立候簡條、燒破取書書法規大全、御仕置伺書)(小縣郡史)

二六、午 札 騒 動

松代藩が甲府及び越奥の地に出兵して消費した、軍用金は驚くべき巨額に達した、従つて藩の財政は必至と行詰り亦如何ともすべからざる苦境に陥つたのも蓋し當然と云ふべきであらう、事實其の頃藩債百十一餘萬に達し

無根八百未分明、評判早已天下鳴

士卒勿迷授道、藩債多所是松代

といふ落首を詠む者があつた程である、然も當時奥州會津邊に於て盛んに二分金を贋造使用せる者あり、善光寺の奸商等は此の贋金百兩を二十五兩位にて買入し來つて不正の利益を得て散布したから、贋金の使用大に流行し、良民は之が爲に非常な迷惑を蒙つた、茲に於て乎、松代藩は贋金引替を名とし其實は高利の藩債を償却すべく信濃十藩及び椎谷、尾州兩藩の承諾を得ると共に政府の許可を受け濟急手形（所謂午札と唱ふ、實は麒麟を畫けるものなるが馬と誤つて斯く云ふ）茲に商法社（計政局權少參事岸善八、一等算司丸山竹阮、酒井市治等發起創立）手形發行を藩の用達羽尾村大谷幸藏（大黒屋と稱す）に命じて印刷の上、之を領内に通用せしめたが、其發行高餘りに多額なりしより、價格の下落を來し、政府發行の紙幣出づるに及んで之と引替相場が二割五分より三割五分引となつた、政府は初め信濃の諸藩が藩札を發行せるは、其上申せる如く贋金根絶の策なりと信じ、贋金引替相場を信濃の諸藩に示して専ら引替に努めしめたが、豫期の効果を收めることが出來なかつた、故に政府は信濃の諸藩に命じて藩札手形の發行を禁止すると共に、既に民間に流通するものは政府紙幣に引替へしめた、諸藩中松代の外にも藩札手形を發行せるものありしが其種多からざりし故引替容易であつたが、獨り松代藩は其額多きに過ぎたので回收手段に窮し領内富豪に諭して資金を献せしめ、尙及ばざること速きを以て、止むなく

言を左右に托して回收の期を延引する外に途がなかつた。

斯くて明治三年十月權大參事赤澤蘭溪、同河原均、少參事金井麗水、同玉川調布、同鈴木庸等を罷免し、岩崎懋、大熊董を權大參事に、鎌原溶水を少參事に、岡野敬一郎、岸善八、佐藤美與吉を權少參事に進め、又特に高野眞遜を擢んで、權大參事の首席として藩札手形の回收を圖らしめた、十一月民部大藏兩省は高野權大參事をして松代藩か藩札停止の布告を用ゐず、尙私に藩札及び商社手形を通用せしめ居れるを彈劾し、將に刑部省彈正臺の議に付せんとするの内意を示し、今年の收納を利用し回收を期すべき旨を諭して大に激勵すると共に、公租は必ず隣藩との權衡を失はず、朝廷の損失を來すが如きことなきを期すべしと嚴命は下されたのである。

此時藩にあつては眞田大參事以下が其年の收納を協議して、藩札商社手形の相場は大政官紙幣より二割五分乃至三割五分引相場なるを以て、石代金を拾兩に紐七俵と相場を定めて管下へ布告した、然るに十一月二十日東京より歸り來たる高野權大參事は之を聞いて大に驚き、眞田大參事に其非を説いて再議に附させた、高野の主張は七俵相場にては公租の減損すること莫大なるを以て、商社手形及藩札を大藏省に納めて官札を引替ふるに當り、大藏省は恐らく之を許可せないのであらう。假りに許可を得ると雖も藩の用度不足は何を以て之を補ふべき、宜しく二割五分引四俵半と定め朝廷の裁可を経て之を人民に示達すべきであるといふにあつた、眞田大參事は高野の言を理の當然となし再び願議に附せし處岩崎、

大熊兩權大參事以下何れも之に反對した、就中市政北澤冠岳の如き高野權大參事と數時間に亘つて大激論を闘はせたが、眞田大參事は衆論を排して斷然高野の意見を採用するに意を決し、藩知事の同意を得たる後更めて二割五分引の四俵半と訂正布告した、さなきだに人心動搖せるに際し一度七俵相場を定め發表したるものを忽ちにして四俵半と改めし事なれば人民何ぞ反覆激怒せざらんや、就中上田藩の騷動を目撃したる更級郡上山田村邊及び埴科郡鼠、新地等の人民中には藩の微力亦何をか爲し得ん、宜しく反抗の態度を執るべしと議論が沸騰して形勢漸く不穩の狀を呈して來た、村役人より此情勢の報告を得たれば廿五日吏員を派して之を説諭せしむると共に、一方藩廳に在りては岩崎、大熊兩權大參事が眞田大參事、高野權大參事に迫つて早くも取消命令を出して鎮撫すべきである、暴民蜂起せば罪を朝廷に得ること却て大ならんと論じ再應議を開いて論争の最眞中、既に暴民蜂起せりとの飛報が到着した、十一月二十五日四俵半の稞納を七俵相場に復さしめ、且つ商法社其他不便の税法廢止を藩に強訴せんと、更級郡上山田村名主彌右衛門の弟甚右衛門が首唱し、即刻同村鎮守の森に何れも集合せよと近村へ觸れ廻つた、されば上山田、新山、力石、五明、網掛、上平等の諸村より集合する者三百餘人に達し、夜に入つてから各自炬松を手に振りかざし「出るや／＼出なければ焼き拂ふぞ」と叫びつゝ力石村地籍千曲嶺に押出したが、其時には三千人の多きに達した、之より一揆は二手に分れ、一手は萬字峠を越えて羽尾村に出で警鐘を亂打し、法螺貝を吹き鳴らして更に同志を叫合し、商法社頭取大谷幸藏方に押寄せ

同家に火を放つて之を焼き拂ひ、勢に乗じ八幡、志川、郡、桑原、稻荷山、鹽崎を経て川中島諸村を脅迫して更に人數を加へ、夫より丹波島の橋を渡つて栗田村に至り、酒造家に迫り飲食し、善光寺村を襲うて松代の商法社組産物に關係ある者、及び贖金使ひの無理非道なる店舗、奸商の評ある家五十六戸に放火し、約五十萬餘の大損害を興へ、亂暴狼藉の限りを盡し、更に南下して松代の城下に迫つた。

又別の一手は千曲川刈屋原の渡船を越えて戸倉村に至り、夫より上徳間、千本柳、中村、杭瀬下、新田、鑄物師屋、寂時、小島、屋代、栗佐、雨宮諸村を煽動或は脅迫して一揆の人數を増加し、土口村迄押し寄せた時は、其人數二萬人の多きに達せりと云ふ、此時注進を聞いて馳せ付けた藩の吏卒等が言を盡して説諭するも之に耳を藉さず、土口村より更に二手に分れ、一手は山越えにて清野村に出で、一手は岩野村を経て進み、馬喰町に於て山越の別隊と合併し、廿六日の未明に松代の城下を襲うた。此時藩に於ては城中大書院に三千人の士卒を召集して公館、藩廳、學校等を守護せしめ且つ吏卒を遣はして暴徒を説諭せしめたが、彼等は多數を頼み、眞田大參事、高野大參事の首を切つて我等百姓に謝罪せよ、松代物産取扱の悪人共を誅戮せよ、商法社の奴輩を縛して引渡せ等罵言して説諭の如きは一切之を耳に入れざるのみならず、瓦石を亂投して吏卒を追ひ退けるなど不穩の行爲が漸次募るに至つた、大書院に於ては此報に接し事態容易ならずと善後策を協議したが、眞田、高野の意見は松本藩の會田騷動鎮撫の手段の如く兵力を用ふるに如かずと主張したが、當時の衆論は一揆を勃發せしめた罪は眞田、高野の兩

名にあり、従つて曲我にあれば腕力は用ふべからずと云ふに歸着し、遂に上田藩の如く藩主が自ら出馬して説諭を加ふるに決した。斯の如く一藩の人士舉て大書院に會し喧々囂々たる間に城下へ押し寄せたる一揆は本町の物産會所を打毀し、夫れに火を放ち、又商法社頭取大谷幸藏の假住宅を破壊し、或は加賀井村に至つて高野權大參事の家を放火するに至つた、然しながら此時は尙故なき人家に災害の及ぶを懼れ、善く妨ぎて竝隣櫛此の家屋を延焼せしむる事がなかつた、又此時河中島に廻つた一群の暴徒は寺尾の船渡より松代の北口に迫り、市中に濫妨せんとする勢ひあるを以て、藩知事眞田幸民は事態の容易ならぬを察し、眞田大參事を従へ城門を出でて柴町の大英寺に至つて一揆と會見し、懇切に説諭すると雖も容易に承服の色なきを以て、更に前權大參事赤澤蘭溪、河原均等をして精々説諭せしめた後

納税相場は願ひの通、金十兩に七俵とし、藩札及び商法社手形は十二月五日より同二十五日迄に割引なしにて残らず官札と引替すべし。

と布告したるを以て一揆も漸く鎮靜に歸し、次第に退散するに至つた、然るに萬字峠を越え大谷幸藏の家を放火し川中島を経て善光寺に至つて亂暴狼藉を働き、夫より南下して松代の北口より押し寄せ來つた一群は、最も頑強猖獗を極め絶て説諭を聽かず、只管暴行を逞うし、郭内に入り大參事眞田櫻山、前權大參事鎌原溶水其他一邸に放火し、加之近村に散在する官吏の邸宅を襲ひ、一時に十數ヶ所に放火するに至つた、是より先藩中の男子たる者は皆城中藩廳其他に奔走周旋して不在の折柄、不意に暴徒に襲

はれたる事とて誰あつて辯論支吾する者なく、老幼婦女は僅に身を以て遁れたるを幸とするのみであつた、故に一揆は思ふが儘に凶暴を恣にし、續いて木町紺屋町鏡臺町等にも放火し延焼頗る多く、其勢に乗じ郭内城門に迫らんとする者があつたので、藩主等も漸く堪忍の緒を切らし、願意は既に採納せられたるにも拘らず、尙亂暴狼藉の限りを盡すは宥恕すべきにあらず、一人も餘さず打捕れと再み立たる者もあつたが、藩知事より武器を以て向ふ勿れ、棍棒を振つて之を制せよとの命令が下つた、依つて武器庫の中に藏し置ける櫂の六尺棒を取出して一揆を郭外へ追ひ出し、廿七日に至り始めて一揆は靜謐に及んだ、廿六日の拂曉より城下町竝に近村住居の官吏士族の邸宅に放火するもの十七戸、延焼九戸、市中に放火するもの七戸、延焼百十三戸、其外消防の爲めに破毀せられたるもの二戸、焼亡の棟数は實に二百餘宇の多きに及んだ。(註、焼失の家に付詳細は松代町史にある)

城下へ押寄せた一揆は廿七日の朝迄に悉く退散して靜謐に歸したが、尙領内各所に暴徒蜂起し、廿七日午前九時頃高井郡遠村の農民等また上山田村暴徒に脅迫せられて一揆を起し藩廳下へ押寄來れるが、數名の官吏出張の上鳥打峠下に於て之を遮り説諭して歸村せしめた、然るに茲に亦水内郡山中の農民も煽動せられ數手に分れて押出し、水内郡新町村、夏和村、丹波島村、更級郡石川村、氷鉋村、今井村等數ヶ村の富豪を襲ひ其家を打毀ち勢に重じて松代の城下へ迫る形勢ありその注進があつた、依つて廿七日藩廳にては兵隊を川中島に派遣せる處、一揆の暴民は之に驚いて周章狼狽逃竊して何れも歸村し、毫

も擾亂に干興せざるもの、如き状を示すに至り、茲に全く騒擾は止んだのである。

斯くて騒動を惹起せしめたる罪に依り大参事眞田櫻山、權大参事高野眞遜は其職を免ぜられ、權大参事に河原均、赤澤蘭溪、長谷川昭道等（獨り昭道の權大参事に任命は翌四年の春であつた、其時迄大政官權大使の職にあつたが藩知事の相談相手として十二月下旬に歸郷した、次で民部大丞林友幸等また松代へ來り諭するに廢藩のことを以てした、昭道之と應接苦心して纔に藩名を維持することを得たのである）が新に擧げられ、十二月五日より公約を違へず、藩札の引替を行つたが當時在所の小作人等は「公租すら七俵相場なれば小作米は八俵半の相場に低下し、既に納めたる租を取戻して金納せん、若し此要求を容れざるに於ては再び騒動を起し、焚燒破壊するであらう」と地主を脅迫して不穩の舉に出でんとした、依つて巡邏の兵隊を出して之を鎮壓すると共に十二月十六日以來偵察を放ちて巨魁上山田村の甚右衛門を始めとして各地より暴民の拘引する者、翌四年二月未日に至る迄に六百二十餘人の多きに達し、其中罪狀を自白し獄に投ぜられし者四百餘人にして彈正台に於て審理の結果五月に至り左の如く夫々處刑を申渡す處があつた。

斬 罪	騒動頭取	上山田村名主彌右衛門第八郎右衛門別家久十郎養子	甚 右 衛 門 (當年二十九歳)
徒刑十年	頭取を補佐	上山田村	喜 源 太
同	同	同	善 治

同	同	中之御所村無宿	小 次 郎
同	山本屋房治宅へ放火	雨宮村	善 治
同	高野眞遜方へ放火	二ツ柳村	彌 平 治
同	炭屋喜兵宅へ放火	岩野村	榮 左 衛 門
同	同	吉原村	大 五 郎
同	同	水内村	定 吉
同	同	森 村	清 治
同	同	西寺尾村	幸 作
徒刑五年	御馬田大手木戸を燒拂ひ丁字屋にて亂暴金札拾兩盜取	桑原村佐野組	三 藏
同 三年	欠村御城番後見彦右衛門を縛り又所々に亂暴	天下無宿	文 吉
同	小島茂七郎方へ放火	瀬戸川村	收 五 郎
牢 死	和佐尾村茂八方へ突當り谷川へ墜落死に至らしむ		
其他杖七十以下呵責	三百數十名		

頭取甚右衛門(小平)は五月廿六日城北東寺尾村鳥打峠の處刑場で斬首せられた、甚右衛門は捕へられたるも初めは容易に發頭人たることを自白しなかつたが、家宅搜索の結果硯箱の引出より自筆の「大幸がしだした札は馬のまらちどままるまで騒動する」といふ落首が發見された爲に、餘儀なく自白するに至つたと云ふ。

松代藩の騒動は、一揆の要求通り七俵相場に引直して落着を告げたので、農民は何れも歡喜に満ちたが、明治四年正月に至り、果然民部省は松代藩に對し左の如き布告を發した。

一、從之仕法建を以て至當之坪相場粗四俵半と觸田有之候處、先般農民共依暴舉一時任其望七俵と相緩め候段不容易事候、租稅之義は假令知事參事と雖、伺之上に無之候ては難決事に付速に最前の四俵半に觸戻上納可爲致候事
但藩札手形之義は引替中太政官金札同様之事

辛未正月

民部省

領内の農民は此布告に接し大に失望し、不穩の流言を放つ者もあつたが、藩に於ては常備の兵隊を各村に配置して、若し暴民蜂起せば遠慮なく打拂ふべしと命令せるに依つて、農民も其威勢に懼れ、餘儀なく民部省布告の通り四俵半に納租するに至つた、嘗ては藩を擧げて之に反對し、人民に呪咀されて其家を焼かれ、其職を失つた者もあつたが、結局眞田櫻山、高野眞遜の主張が勝を制するに至つたのも是非ない次第である。

尙高野大參事は廿六日一揆に其家を焼かれ、身邊危險に迫れるを以て、其夜窃に松代を抜け出して上京し、民部大藏兩省及び辯官彈正台等を歴訪し、一揆蜂起の纏末を報告し、在京松代藩邸に於て謹慎の意を表し、政府の處分を待つたが、間もなく伊豫宇和島藩に預けられ、眞田櫻山其他關係者は何れも謹慎の意を表し何分の沙汰を待つたが、明治四年四月藩知事眞田幸民を始めとして大熊董、岩崎戀、岡野敬一郎、北澤冠吉、草間一路、鎌原溶水、岸善八等は何れも謹慎を命ぜられ、眞田櫻山、高野眞遜（廣

馬）は閉門を仰付られて、茲に午札騒動は全く終局を告ぐるに至つた。

松代藩知事 眞田幸民

其方儀奉職中藩札引纏方に付ては兼て被仰出之趣も有之元大參事眞田櫻山初取扱候上は篤と民情承糺夫々可及所置之處無其儀收納相場取扱藩札割引等之儀及布告候より管下沸騰不容易次第に至候段全く申付方不行届之儀不束之事に候依之謹慎被仰付候事

辛未四月二十二日

太政官

眞田櫻山

其方儀奉職中藩札引纏方に付ては兼て被仰出趣も有之元權大參事大熊董始め尋常之儀にては逆も難被取行と存量り藩札歩合見積り收納相場相立引替之手段取扱候を元權大參事高野廣馬不伏之趣嚴意に同志致し同人見込を以收納相場引直し藩札割引可申立と及主張布告取計候より既に管下村々之者共多數沸騰不容易次第に至り候段不束に付閉門申付候事

高野廣馬

其方儀奉職中藩札引纏方に付ては兼て被仰出之趣も有之元權大參事大熊董始め尋常之儀にては逆も難被取行と存量り藩札歩合見積り收納相場相立引替之手段取扱候を不伏之趣大參事眞田櫻山へ發言致見込を以右收納相場引直し藩札割引可相立旨俱々及主張布告致候より既に管下村々之者多人 沸騰不容易次第に立至に候段不束に付閉口申付候事

因に産物會所及商法社は明治四年四月限り廢止となり、商法社手形も同時に通用を禁止された、又公租に用ゐた藩札の尙残つて民間にあつたものは、明治四年七月十四日松代藩の廢止と共に通用を禁ぜられ、八月廿五日政府が松代藩に代つて負担し藩札百十二兩二分を以て大政官紙幣百兩に換算して引換へ

茲に初めて其痕跡を断つに至つた、(註、松代町史、更級郡誌)

(参考)

維新の際薩長土等の大藩が軍資の欠乏を補ふため、時の通用貨幣二朱金を多く鑄造して行使し、東北平定後、この鑄造貨をチャラ金と稱して人民に嫌忌せられた、而して一面には當時松代藩以下諸藩用度足らず、非常の藩債があつたので、チャラ金に代ふるに信用ある藩紙幣を以てせんと議が信濃十二藩(椎谷藩を加ふ)の間に整ひ、松代藩は不換紙幣を多額に發行して一時に藩債を償却し、チャラ金引換にも充當したが其額は多くなかつた、然るに政府發行の紙幣が政府より藩紙幣の回收を迫つた、當時信濃諸藩は人民授産の爲めと稱し商法社を組織し今日の銀行の如く金錢貸付業をなし松代藩にも設立され藩の用途、大谷幸藏を頭取に命じ藩紙幣を發行させた、大谷はその序を以て商法社元資金相當額の手形を發行し、資金の拂込宛年々手形を破棄する方法とし藩の免許を得て此手形を貸出に行使した、そして藩の紙幣もこの手形も政府紙幣と同一價格に通用せしめんとしたが、他領に通用せざる者は勢ひ人民の嫌惡を招き、次第に權衡を失して政府紙幣に對して二割五分引或は三割五分引でなくては商業取引に使用されない結果となり、人民はこの商法社は勿論藩紙幣の爲めに損害を蒙む者多く、怒嗟誹謗の聲が至る所に聞かれた、そこへ從來松代に産物改會所があつて、設立當時の趣旨は領内の産物を興し、粗製濫造の弊を矯め、其販路を擴張するにあつて、領内の産物たる生糸、麻、木綿、紙、煙草、茶種等を産物會所の定むる公定價格で製造人より買上げ、製造人隨意に價格を定めて販賣を許さざる制であつて藩は之を領内の御用商人(仲買人)に專賣して販路の擴張を計つたものである、維新以後藩は之を利用して收益を謀り、御用商人大谷幸藏等は、生糸を一手に引受けて横濱に輸出し巨利を食つたので、此産物改會所の廢止を企望するのも人民の輿論であつた。故に本騒動の目的とした復讐的行爲は、左の點にあつたやうである。

一、チャラ金の行使者を膺懲する事

二、産物改會所商法社の破滅を謀る事

三、大谷幸藏の跋扈を抑制する事

四、松代藩をして政府の信用を失墜させ、速に藩札の回收をなましむる事

此の年上田藩領内の人民は商法社を攻撃して騒動を起し、松本藩領内麻績組會田組亦人民騒動があり、之等を見聞した更級郡の人民を蹶起させたものである。

(註) 明治初年農民騒動録には「明治三年十一月更級、埴科、高井、水内諸郡騒擾」と題して中野縣より辨官へ申牒の公文があるが省略する。

右には甚左衛門二十六歳とある。

二七、松代騒動の側杖 (善光寺町)

廿六日朝川中島より石堂口へ押寄せた暴徒は、石堂町高松屋忠七、間御所久保田新兵衛、新井屋惣八等の家宅に打入り目にかゝる物を毀ち、家財残らず焼捨て町々を亂暴し、大聲に「松代へ願に出るや」と呼ばり、人數刻々に増し、其光景凄しく川中島、東に一圓は黒煙が立ち込めた、幸に火を放たず夜に入つて「願に出でざれば明日松代よりの歸りに全町を焼き拂はん」と呼はる、茲に於て全町の青年は一致して廿七日新田先にて暴徒を喰ひ留め、一人も町内へ入れまじと打揚花火筒を急造の大砲となし、小石

を入れて發射、威嚇して遂に目的を達した。

善光寺町の如きは妻科村の外は、松代領でなく、幕領、寺領、椎谷領なれば家を破壊する理由はないのであるが、之より前、偽造二分金を他所より買ひ來り、山方、近在の質朴なる農民を欺き眞貨として渡した商家が多く、爲に之等の人々に損害を蒙らしめたので、此の機會に其怨恨を晴さんとしての暴舉で暴民の中には町内不良の徒も多數まざれ込んで平常の不平を一時に漏らしたのである。

この難に逢つた家は寺領にて越後屋源左衛門、高田屋茂兵衛、蔦屋平兵衛、三河屋庄左衛門、鷲屋文右衛門、越前屋權七、今井磯右衛門、柄澤彦三、中澤與三右衛門等三十八軒、權堂永井、衛門、後町松葉屋喜兵衛等を初め町續きにて凡八十三軒であつた、この時は寺領も殆ど土地と定まづてゐたので領主は直に罹災者に、一俵、金五百匹づゝを救助として給與した。(長野市史)

二八、中野領騒動

明治維新の政變は、幕府の諸制度を一朝に覆したので、三百年來の慣習に捉はれた邊陲の農民等か、大勢の推移を理解せずして、動もすれば動搖の兆があつたのも無理ならぬ事である、特に明治元年以來凶嫌相續き、國事多端の際として賦領を薄くす事も不可能であるところへ、北信地方は贋造二分金の流行、松代藩札の濫發等に因り、通貨の信用失墮して財界紊亂し、益々生活の不安を感じしめたので、各地に

竹鎗、席旗の騒動が惹起した。

明治三年十一月廿五日より廿六日へかけて松代藩の管内なる更級、埴科兩郡に騒動があり、翌十二月十六日より十八日に亘り、須坂藩にも暴民蜂起し、十七日夜須坂町に押寄せて放火し、十八日朝に至り藩兵に追ひ拂はれたが、之等の暴舉は少からず爲政者を脅して、何れも要求の幾分を聞届けたので、騒動は遂に須坂縣管内から中野縣へと傳播するに至つた。

是より先、高井、水内、更級、埴科に跨る中野縣管内の各村名主四百二十名は、連署して石代値下の請願書を縣廳に提出すること二回に及んだので、縣の大參事高石和道等、情を酌みて頻りに之が慰撫に努めたが、人心益々險惡となり如何ともすべからず、偶々須坂騒動の鎮定した翌日、即ち十二月十九日の夕刻、須坂の隣接日瀧村に茶昆の煙の上つたのを、隣村高井野(中野縣管下)の住民等が見て、騒動來ると叫んだそれが忽ち四邊に響應し、折柄の大雪を驟て、行く／＼同志を叫合し中野目寛けて押寄せ來り、小布施を過ぐるに及び、自然に分れて數隊となり、一手は草間、安源寺、片鹽、七瀬等、壁田、間長瀬を侵し、後分れて上水内郡の中野縣支配地を荒し、一手は櫻澤、大熊、新野、間山を経て山の内に向ひ、一手は江部岩舟を経て西方より中野町を衝き、一手は櫻澤大熊を過ぎて、南方より中野に進む、之等の暴民は、到る處火を富豪に放つて、酒食を強請し、附和雷同益々多きに及び、彌々亂暴狼藉を逞うした。

江部岩舟を経て中野町に向つた一隊は、先づ町の入口に於て、鎮撫のため出張した縣の大屬大塚政徳を慘殺し、潮の如く町内に雪崩れ込み、火を縣廳、名主役場、町役人の家屋等に放つ、高石大參事等は難を椎谷領の六川に避け、次で松代藩へ投じた、一方大熊方面より襲來したる一隊は南方より中野町に侵入して牢屋を破壊し、先着隊と合同するや、群衆は益々狂暴となり「世ならし」と書いた旗を押立て、松川より飯山口に出で、一本木、若宮、金井を襲ひ、行く／＼岩舟、燦田等より來れる別隊を合せ、越、赤岩、田上、岩井、安田を荒し、安田にて二隊に分れ、一隊は千曲川を渡つて飯山に到り、一隊は進んで木島平を襲つた。

飯山は中野縣の管轄外にて且つ城下は藩の警戒頗る嚴重なるため、暴徒は百方哀願の末、聲を潛めて城下を通過し、中野縣管内なる現今の常盤村地方に出づるや、復び狼藉を働き、水澤、大塚、小沼、柳新田、上野、戸隠等の諸部落を荒し、大倉崎にて千曲川を渡り、二十日拂曉、本郡關澤村に入る、又安田より分れて、木島平に進みし一隊は、分れ／＼て、或は山岸方面に向ひ、或は上新田より野坂田に進み、或は天神堂方面へ亂入し、一部は上新田より千曲川を渡つて飯山方面の一隊に合したるものもあつた。

是より先、小布施附近にて分れ、新野、間山を荒し中野に入らずして間山峠を越えた一隊は、先づ菅村を襲ひ、下河原の遊廓を荒し、上條、横倉、前坂を経て、須賀川より木島平に入り、安田より來れる

ものと合し、中村犬飼、戸那子を襲ひ、一方下水内を荒して關熊に入つた部隊は、柏尾を襲ひ、双方合して坪山、野澤に突進し、此邊より引返して、一隊は復ひ大倉崎より下水内に入り、戸狩、大塚、水澤、小沼、柳新田、上野等に放火し、飯山城下を過ぎて安田に出て、一隊は更に中村、山岸、其綿の諸村を荒し、安田にて兩隊合し、狂ひに狂ひ、岩井、田上、柳澤を経て二十日夕刻赤岩に入り、又復兩分して、一は來越、宇木、横倉を襲ひ、夜間瀬橋を渡つて中野に進み、一は金井、竹原、若宮、一本木を荒し、夜間瀬橋を渡つた一隊と相呼應し、復ひ中野町松川口へ亂入し、放火、掠奪、至らざるない暴狀を極めた。

是より先、松代藩の騷動政府に聞え、其顛末調査のため、中村彈正權大巡察及小池彈正巡察は、篠塚彈正巡察屬を從へて松代に出張滞在在中だったので、高石大參事等身を以て免がれ、松代に至つて狀を報じた。篠塚彈正巡察先づ士數十騎を率ひて急行し、二十一日早朝中野に着し、松代藩の草間權參事、高野大屬等の連署したる左の書狀十三通を、暴徒の重立者に交付して、退散を慫慂した。

當年の石代金壹兩に付米三斗、及商社置米諸運上等相廢し、斗安先例通り御聞届相成候、之に於て、暴徒等は、松代藩の兵力に惧れ、遽かに先を争つて退散し、二十一日午前十時頃には早くも隻影を止めず、斯くて二晝夜に亘つた暴動は全く鎮定するに至つた、松代藩士等、罹災地の善後策を講じ、暴徒等の檢擧に努めた、郡内各村に於て暴徒のために破壊若くは放火された家屋は七十餘戸に及

び、特に中野町は縣廳所在の市街地であつた爲めに慘禍殊に甚だしく、燒失戸數四百八十戸。(北信新報所載中野騒動記には五百二十四戸とあり)の多きに達した。

既にして中野騒動の報、政府に達するや、太政官にては、當時松代へ出張中の民部權大丞林友幸を、中野縣權知事に任命し、且つ暴民鎮定のため、信州諸藩の出兵を促し、兵部省よりは、藩兵を指揮するため、兵部權少丞澤宣種を巡察使とし、長崎縣知事井田讓を參謀とし、軍遠藤彌生を従へて出張せしめ、次で民部省よりは、民部大丞吉井德春、民部權少丞福原復孝、庶務少佐武田信順、庶務大令史關口久照等を、刑部省よりは、彈正少忠渡邊驥以下、中山彈正權少巡察、北代庶務正、大久保庶務大佑、石井庶務少令史等を、中野に出張せしめて、罹災民の慰撫竝に暴民の逮捕に任せしめた。

斯くて、暴動嫌疑者の檢擧せらるゝもの踵を接し、糺斷嚴酷を極めた結果、高井野村(上高井)名主織右衛門竝に同村組頭重右衛門の兩名を主謀者とし、重右衛門は自白せぬので遂に斷罪せらるゝに至らなかつた、而して織右衛門以下暴動重罪犯人の死刑は、明治四年二月二十七日中野町南方の耕地に於て執行せられた、斬首は織右衛門を始め六名、絞首は二十二名、總べて二十八名、尙巨魁と認められた重右衛門は、翌三月、遂に卒死したが、死に至るまで冤を叫んでやまなかつたと云はれる、織右衛門判決文は

信州高井郡高井野村

名主 織 右 衛 門

未四十二歳

其方儀、去年御年貢石代値下の儀、厚く利解の上願書下渡しに相成候を、小前へも不申論、大組頭重右衛門へ申合せ、是非共再願の上採用無之節は、松代藩管内同様の所置にも可致、其心得を以て用意致候様小前爲相觸、其上外村々騒立押來り候風聞有之候に付、小前一同村内千本杉に呼集め、願書の次第可申聞と一應差止候而も、案外騒立ち不聞入、機會を失ふ間敷候連、中野表へ押行、例令官員に被打殺候共、又は打殺し候共、勝手に可致、暴動の旨申聞候より一同押出し、右に被引立外村々と騒立、剩さへ村内助藏其外の者共、大塚權大屬外一人を殺害致し、市町人家並に縣廳に至る迄、放火及亂暴候次第に立到り、殊に被召捕候共更に白狀致聞敷旨、村内の者共へ爲致誓約候段、畢竟此者の差圖より事起り候儀にて、不憚朝廷、所業右始末重々不届至極に付斬首申付候也、(下高井郡誌)(下水内郡誌)(註) 明治初年農民搔擾錄には「明治三年十二月高井郡高井野村外村々騒立」と題し中野縣より辨官への届書あるも省略す。

(参考) 中野縣沿革

明治元年三月政府は尾張藩をして信州の幕府領を支配させ中野取締所を設置、同年八月尾張支配の信州舊幕府領は伊那縣を新設してその管轄となり中野局を置いた、明治三年九月伊那縣を割いて中野縣を新設、縣廳を中野町に置き佐久、小縣、更級、埴科、水内、高井の六郡の舊幕府領を管轄、明治四年六月二十二日長野縣と改稱、翌七月十四日廢藩置縣の布令あり同月二十五日縣廳を長野町に移す。

二九、須坂百姓騒動

須坂騒動の誘因は、明治元年來違作續きにて民力の疲弊に加へて諸物價の騰貴せる折柄、納税の負擔が重くなつたこと、二は戊辰の政變以來朝幕の鬭争に次ぎて松代、飯山等の騒動に民心漸く狂暴に傾いたこと、三は藩札の濫發と一二射利者に依り質造二分銀（俗にチャラ金と呼ぶ）數多輸入され、不安の念の高まつたことの三つが揚げられる。

初め領内名主等より納税を従前通りにせられたい請願があり、須坂藩は浦野權大屬をして十二月中大藏省に伺ひを出し、それが指命を待つべく命じた、然るにそれを待たずして騒動は起つた、時は明治三年十二月十七日で十六日夜より篝火を焚き、十七日夜に至つて灰野の百姓若者等は、身に蓑笠を着け、手にくさ口、鋸、斧等を携へ、沿道の人民を脅して暴舉に加はらしめ、應ぜざれば家を焼き拂ふと絶叫しつゝ八丁を経、山新田に出で、綿内に入り先づ酒造家一戸を焼き、次いで五閑に入つて名主の家に火を放ち、夜の十一時頃横町尻に潮の如く寄せて來た、折から藩廳は豫め騒動來の報に、備へつた大砲を二三發砲したので一度は散亂したが、その空砲たるを看破するや引返して四ッ角に出で、中町通りを上り、一手は直接灰野より須坂に入つた、茲に於て藩知事堀直明は自身馬に跨り、顔の趣聞き届くと叫びつゝ、大手より中町を下り、四ッ角に至つて暴民の説諭懇篤を極めた、されど荒れ狂ふ者の耳に

入るべくもなく、止むなく引返した。斯くて横町通りを下れる者と相合して大手に迫つたので、北村方義の獻策により、元込銃二十八發を放つた、始めは小豆であつたが後に實弾を込めること八發、爲めに先頭の二人が倒れたので、それを見た百姓は急に怖氣立つて逃げ出した、よつて芝宮に引揚げ靜肅に控ふべく命じ、芝宮境内に引揚げたのは十八日正午であつた、藩より永井權大參事出張し、惣代を出さしめて接見し、交渉の結果追て沙汰すべくに付一度歸宅せよと命じたところ暴民は命のままに立ち歸つた。

須坂にて火を放たれたのは、駒澤大參事を始め、大庄屋一戸、町役人二戸、大地主二戸、質造二分銀使用者と目ざされし者三戸であつた、數日を経て須坂藩より岡引、目證は四方に飛び、嫌疑者として百餘人を召捕つた、藩のお藏に拘引し、加藤小參事、中澤大屬、浦野、川内兩權大屬をして取調べさせ、一名を斬罪に、十名を準流十ヶ年に處して局を結んだ。（上高井歴史）

（註）明治初年農民騷擾録には「明治三年十二月高井郡上灰野村外村々騷擾」と題し、須坂藩より辨官へ上申書があるが省略す。

三〇、松代藩と各地の騒動

三百年の基礎を誇つた徳川幕府も、時勢の力には抗することが出來ず、脆くも破壊して王政復古し、

世は明治の新政となつたが、三百年來の慣習に捉はれた邊陲の農民等は、其勢の推移を理解せずして、動もすれば動搖の兆があつた、依つて伊那縣より明治戊辰十一月二十一日左の如き通牒を發せられて、萬一の場合には臨機應變、迅速出兵の準備を打合せたが、果して各地に騷擾を惹起した。

非常之節至急人數繰出之儀、御料所中之條詰御取締尾州藩より其藩へ及達候はゞ臨時人數繰出致し鎮壓候様可被心得候也

十一月

伊那縣

眞田信濃守殿

追而本文之趣松平伊賀守へも相達候間被得其意應變之所置、藩々申合置候様可被心得候也

(一) 上田騷動と松代藩

明治二年八月十八日の早朝、伊奈縣分局埴科郡中之條から、左の如き飛脚が松代へ達した。

昨十七日夕上田管下の人民蜂起し、各所人家を亂暴焚毀し四方より上田城下町に押入り城門に迫り、黄昏に及びて海野町原町に放火し、且つ亂民は中之條局に「願せん」とし又上田管下の地にして河中島に在る村落に煽動し、稻荷山驛を焼き、善光寺に迫るべき形勢あり。

右に依り、松代藩にては直ちに斥候數騎を放つてその動靜を視察せしめ報告を俟つて第一第四の小隊（小隊長金兒忠兵衛、權隊長松本源八）に軍監二名（河原理助、長谷川太郎）を附して郡境鼠宿に出張を命じた、而して進退は臨機に従ふべく訓令した、尙第三、第七の二小隊（小隊長宮島嘉織、拓植彦次

郎）は豫備となし、又別に河口左文太、高野右金吾を上田藩に遣はして其動靜を伺はしめた、此騷動は十七日の朝小縣郡一ノ澤村の者首唱して浦野組之れに参加し、午時に至り鹽田組諸村を脅威煽動し、遂に河東三組に波及し城下町に至り放火亂暴狼藉を極めた、依つて上田及び中之條の役人出向の上説諭すると雖も、之に服する色なく城門に迫りたる際藩知事出馬して説諭する處あり漸く鎮靜に歸した、故に松代藩の兵隊も其力を用ふる機會を得ず二十一日郡境の守備を撤して歸藩した、此騷動の起つた原因は、其年凶歉にして五穀稔らず、爲に米價騰貴し金壹兩に七升を唱へ、生活困難なるに恰もチャラ金と稱する賈金流行して融通壅塞せるを不満とし二十餘ヶ條の要求を掲げて強訴するに至つたものである。

(二) 會田騷動と松代藩

上田騷動と同様の原因を以て明治二年八月二十五日筑摩郡會田山中より百姓一揆が起つた、そして同驛に放火し青柳より麻績に押し寄せ來り、沿道の村落中富豪を擇んで亂暴破毀し、麻績より分れて二隊となり、一は安曇郡大町に向ひ、一は猿ヶ馬場峠を越えて松代領郡村和田耕藏等を襲ふといふ報告があつた、依て第三第五の二小隊（隊長金兒友太郎寺内刑部）桑原村に至つた、此時亂民の一群は大岡村を越えて警護に任ぜるが、一揆は遂に松代領内に侵入せざりしを以て九月朔日警備を解き歸城した。

(三) 中之條管下一揆の訴願

明治三年庚午十月九日屋代驛より雨宮村に亘り鯨波の聲を揚げて押し寄せ來る百姓一揆があつた、人

皆俄のことに驚愕し出で見れば大組と記せる赤旗、二重の山道に辰組と誌せる白旗、其他數流の旗を揚げ何れも蓑笠の扮装にて鎌を携へて居つた、而して土口村に迫つた人數は三百人の多きに達せるより、松代藩にても大に驚き、早速笹崎の關門を閉ぢ其邊住居の士卒をして之を守らしめ上口坂の古道は岩野村民が之を堅めた、此時一揆の中には關を打破れといふ者、土口坂を押越えて行かんと呼ぶはやり男もあつたが、其中の頭梁らしき者が之を遮り穩健なる態度を以て左の如く來意の趣を陳述した。

某等は中之條管下の人民にして凡二百餘年陣屋の下に生計を立來りたる者なるが今般伊那縣を分ち中野縣を置かれることとなつた結果中之條局が廢せられて中野に合併さる、従つて坂城中之條地方民は俄に生計を失ひ剩へ今後中野迄十餘里の遠地へ貢租を持參せねばならぬが故に、雜費を要する事も多い處より再三其苦痛を訴へ歎願に及んだにも拘らず採用せられず、遂に中之條局は廢せられて、今朝大參事(山下宗七郎)は既に中野へ向つて出發してつた、されば止むなく坂城が首唱し中之條局管下十四ヶ村の住民にして十五歳以上六十歳以下の者が殘らず出動に及んで中之條局復活に御盡力を賜り罷り出た次第である云々

と稱し一通の歎願書を提出した、此時には一揆の若共が次第に増加し屋代町に居る者を合せて一千名以上に達した、山下大參事が駕籠に乗つて松代を通過したのは之より前一時間許りであるから遠くはあらずと直に二騎を馳せて高井郡綿内村に於て漸く追付き、前記の次第を告げ、俱に引返して來た、松代藩は萬一の變に備へるため第六番小隊(隊長山中小平次)第八番小隊(隊長河口左文太)第九番小隊(隊長根井小右衛門)を出動せしめて警戒の任に就いた。

山下大參事は其夜抗瀬下村の富豪色部義太夫の家に投宿して一揆と會見し、縣の廢置分合は之れ皆天朝に出で我輩微官の如何ともなす能はざるものである、願意の趣は速に朝廷に上申すべきを以て、穩便にして何分の御沙汰を待つべきであると懇諭する處あり、何れも諒解して引取り、流血の慘事を惹起せず無事落着を告げたが、一時は形勢頗る險惡であつた、松代藩兵の出動に依つて纔に事なきを得たのである。

(註) 明治三年十月埴科郡中之條管下十四ヶ村騒擾(明治初年農民騒擾録)

四 須坂騒動と松代藩

明治庚午十二月十八日の朝「須坂藩管下の農民蜂起し、高井郡綿内村數ヶ所に火を放ち、其他人家を破壊する等亂暴狼藉を働く、而して遂には須坂廳下を襲撃し、或は松代の城下へ迫るやも計り知るべからず」と急報が達した、依て松代藩は早速第九番小隊(隊長山越新八郎軍監白川税)を高井郡小河原村に、第六番小隊(隊長山中小平治軍監上原宗一郎)を同郡福島村に、派遣警備の任に當らしめた、正午小河原村吏來りて騒動の景況を詳報した、茲に於て須坂藩を應援すべく更に第十一番小隊(隊長山田兵衛軍監木内中)を追加派遣したが、同日夕刻須坂より使節を小河原陣營隊に送つて騒動稍鎮定に向つたので撤兵してくれと云ふ、故に十九日拂曉其他の陣を撤して二小隊共に松代に歸營し、福島藩陣の一小隊

は水内郡を巡邏せしめた、松代藩より辨官へ提出の報告書は省略す。

四 中野騒動と松氏藩

明治三庚午年の秋中野縣管下の名主四百二十餘名は連署して石代値下の請願書を縣廳へ提出すること
二回に及んだ、大參事高石和道等は頻りに之が慰撫に努めたが、人心益險惡となつて如何ともすべから
ざる有様であつた、偶々須坂騒動起り漸く鎮定した報告の翌日、即ち明治三年十二月十九日に至り、高
井郡高井野村より暴民蜂起し、鎮撫の爲め出張せる縣の權大屬大塚政徳を慘殺し、且つ縣廳舎其他に火
を放ち、勢ひ猖獗を極めたので高石大參事は貢金五萬三千兩を携へて脱走し、先づ須坂藩に身を寄せた
るも尙其身邊危険なるを以て部下の官吏十數名を伴うて廿日の夕刻松代の城下へ避難するに至つた。

此日松代藩は中野管下に騒動蜂起を聞き、急遽第三番小隊（隊長宮島嘉織）第十番小隊（隊長中俣俊
平軍監長谷川太郎）第十一小隊（隊長山田兵衛軍監木内中）第十三番小隊（隊長澤角南軍監加藤直衛）
の四小隊を高井郡方面へ派遣し、又中野管下の暴民善光寺に迫れるを以て第一番小隊（隊長蟻川功軍監
笠原平六郎）砲一分隊（司令官下知幹）を善光寺に、壯士隊三小隊（劍衛生徒より臨時編成）を丹波島
に出兵せしめ、更に二十一日に至り第八番小隊（隊長河口佐文太）を善光寺に追加派遣して暴徒鎮壓に
備へた、松代に亡命中の高石大參事及び松代藩が辨官に提出した文書に詳細はあるが茲には省略する。
是より先に起つた松代藩騒動顛末調査の爲め中村彈正權大巡察以下松代に出張滞在中だつたので、篠

塚巡察屬は先づ士數十騎を率ゐて急行廿一日中野に着し、覺書を交付し承服せざる場合は兵力を以て打
拂ふ勢を示したので不逞の途も松代藩の兵力に懼れて退散二晝夜に亘つた暴動も二十一日全く鎮定する
に至つた。

三一、政府顛覆を圖つた飯田事件

伊那の峽谷は、山間の平和郷、桃源郷のやうに考へて居るが、思想的には却々敏感で、何時の時代に
も、日本興國運動の中心に拘る或種の關與を持つて居るとも云はれる。

諏訪様の信濃がくれの遠い昔はともあれ、奈良、平安朝の遺物たる古墳の澤山ある事や鎌倉時代の武
臣の師表小笠原三百年間の文化政策は當時としては稀なる發達を招來した。引續き南北朝の争の策源地
として有力な一つは伊那の宗良親王にあつた事を否めない事實で徳川時代に入つて小封分裂策の影響か
ら有力な藩主が少かつた關係上、目ばしい活動はなかつたやうであるが、農民運動は相當に進歩してゐ
た。嘉永頃から本居、平田の學風を受けた、國本思想が小藩山吹の座光寺家中の百姓と之は又郷士と云
ふべき座光寺の北原、片桐の前澤等各地の郷長を中心にした百姓神官の一味が徳川三百年の壓迫專政を
はねのけて皇室中心の王政に復古したいと云ふ考が強烈に動いてゐて、結果が松尾多勢子、山本貞一

郎、薄井龍之などの勤王運動となり、一方經濟的運動としては南山始め各地の百姓一揆或は傳馬全免嘆願として現はれたものである。

明治十四年に憲法發布に關する大詔が喚發せられたので野にあつて自由民權を唱へる志士の意氣頓に軒昂を加へ、十一月の自由黨の黨式には伊那峽谷からも青年有志が上京した。この時板垣に逢つた上川路（現在川路村）の森太平氏が新聞發刊の意を告げて、題號を森有禮に書いて貰つたのが『深山自由新聞』と云ふので、ドイツの諺にある『深森より自由は生る』の意味で、主筆に北信の名士小室窟山（重弘）始め其他の猛者を頼んで來て翌十五年一月九日に飯田町專照寺内で第一號を發刊した。當時に於ける新思想の鼓吹で相當過激なものであつたが現在の左傾とは違ひどこまでも天皇中心の國家改造であつた。經營はもとより困難で週刊から旬刊に更に月刊となり、遂に姿を沒したけれども、之が翌年飯田事件を生む主要な備を作つたのであつたかに思はれる。

この頃、長泉堂又は板垣堂と云ふ小箱を擔つた藥賣が三々五々隊を組んで飯田町へ入込み、晝は行商して夜は曙座や宿屋に政談演說會を開いて頻りに自由黨の宣傳をした一隊があつた。その後、伊那は自由發祥の地と見て北佐久輕井澤の柳澤武貞（本名櫻井平吉）が明治十六年に飯田に居を構へて愛國正理社なる看板を掲げ事務所を北主税町憲兵屯所跡へ設けた。當時の青年壯士が自由平等の談論に改革の風を捲き起した右、左傾の巢窟が憲兵屯所跡とは嘗に桑海の變のみではない奇しき因縁ではある。入社納

金十錢で四月、三靈社前で結黨式をあげた。宴會費は天保三枚で盛況を呈した。その九月に地主の苛酷を怒つた連中が、風越山麓の今宮社に集合し數回に亘つて密議を凝した事が發覺し警官四十名に包圍されて、その内二十五名は檢擧された。この事が却て自由民權の思想を倍々盛ならしめるに至つた。

當時名古屋に公道協會と云ふのがあつて、同縣下自由黨員の俱樂部で當時隠れたロシヤ語の學者村松愛藏、川澄徳次、八木重吉等自由國土が居て、明治十五年頃土地の新聞に痛烈な、政府專横の攻撃をした。例へば、

今日の時勢に言論を以てするが如き企劃は迂遠である。宜しく同志を糾合し兵力を以て政體變革の素志を貫徹すべし云々。

無論今日なら發賣禁止ものだが、櫻井はこの公道協會の一員で遠く名古屋の連中と氣脈を通じ土地の青年を懷柔しつゝ時機の至るを待つた。

村松は露國通で當時のアレキサンダー二世の暗殺の事情や、ロシヤ共產系初期の運動について詳細を知悉して居たので、その戰術を多分に利用した形がある。明治十七年五月飯田町に同志櫻井平吉を訪問して秘密の計劃を進めた。この計畫には石塚重平、龍野周一郎等本縣の名士や江川甚太郎、中島助三郎、伊東、弘瀬等の猛者も加盟して居る。八月十日に一味の者が東京に傳會し植木枝盛が檄文を起草し飯田で之を印刷する事に一決した。その檄文及び旗印の一節を擧げると

一、政府の大罪、一に曰く朝權を僭竊し國家を專恣す。二に曰く民意を壅塞し忠言を絶す。三に曰く皇上を欺罔し奉り聖徳を汚す。四に曰く公議を擯斥し輿論を排斥す。五に曰く民意を抑壓し自由を束縛す。六に曰く立法權を縮殺し司法權を紊亂す。七に曰く苛税を絞取し民人を浸漁す。八に曰く約束を變壞し國民を欺騙す。九に曰く正人を猜忌し國力を減殺す。十に曰く外交を誤錯し國辱を招致す云々。

二、旗 印

大隊旗 愛國義黨、自由革命、自由萬歲
分隊旗 租稅輕減、徵兵令改正、印紙稅改正、貧民救恤

と云ふ可成り猛烈を極めたもので、東京の國民大會あたりへ出しそうな文句が多い。更に驚くべきは飯田戰舉の旗印で上記の如き備を以て、先づ飯田町中心に兵亂を起し、全町を焼き拂ふ時必ず名古屋鎮臺の兵隊が飯田へ來るであらう。名古屋鎮臺の空虚に乘じ、隊内の殘留した同志の呼應によつて彈藥庫に火を放ち非常砲を發して營外にある將校の夢を破り營内に駆けつけるを鑿殺し勢に乘じ名古屋監獄を壊ち囚徒の用ゆべきを狩集めて兵士に擧げ、濃尾の平野で大阪鎮臺の兵を迎へ撃ち大阪の空虚に乘じて大阪鎮臺を占領する。この二鎮臺を占領すれば吾計畫は成立する若し事ならずんば風越山の天嶮に據つて義を天下に稱ふべく破るれば、宗良親王の故智にならひ遠山、大鹿の山中に籠りして山寨に立籠り所屬の民衆を率ひて以て政府を惱まさうと云ふ大それた大隱謀をめぐらした。

明治十七年頃は物情騒然として、政治的に血なまぐさい事件が勃發した。彼の有名な岐阜の板垣事件

で「板垣死すとも自由は死せず」の名文句も此年の出來事であり、三州新城には百姓一揆が起り、加波山事件も此の年である。殊に飯田事件に直接の動因を興へたのは十一月一日自由黨員の田代榮次等が埼玉縣下秩父郡の博徒二千名を煽動して百姓一揆を起し、先づ郡役所を手初めに警察、裁判所、町村役場等凡ゆる官衙屯所を破壊し、其勢が甚だ猖獗を極めて到底警察の力ばかりでは鎮靜が出來ず、高崎十五聯隊の兵隊が繰出して之を鎮定すると云ふ騒ぎを演じた。この殘黨が本縣南佐久へ入り込んだので、本縣では急遽全縣の巡查を召集して之が取鎮めをした。然し噂は噂を生み一味徒黨は道々無賴の徒を集結して諏訪に出で、更に伊那へ侵入すると云ふので水戸浪士の通過に膽をつぶした古老を始め皆々戰々競々たる有様で安い心持はなかつたものである。

官邊では對策として、各自所有の鐵砲や刀劍類を隠して人に知らしめない様にし、殊に博徒や新八等には尾行がついて當局の眼が光つた。この騒ぎによつて鐵砲や武器よりも更に一層注目搜查の的となつたのは鐵砲の玉や火藥で、之は皆火藥商、煙火屋、獵師などから一時警察へ取上げて了つた。この火藥狩騒動は一巡したが幸に秩父の暴徒は飯田へ乗込まなかつた。泰山鳴動鼠一足の例へだが、こゝに火藥、爆發藥取締から端なくも飯田事件の端緒が探し出されたのであるから世の中は何が幸になるか不幸になるか判明らないものである。

當時名古屋方面からの貨物は遠くは北越、北信は佐久地方までが三州街道を飯田町經由で輸送され

た。俗に飯田町の輸出入の貨物は日に二千駄と稱された位盛なもので、大横町、知久町、梅南、現在通町四、本町邊は中馬や百姓馬が一杯道に居て通るさへ氣味の悪い思ひをしたものである。所が名古屋方面から來る例の黒砂糖の樽詰が近來馬鹿に輕くなつたと云ふので運送店でも馬方でも不審を抱いた。丁度その頃火薬問題が矢釜しい折であつたので、某運送店がその砂糖樽に注意して居ると樽の破損した所からこぼれて出たのが黒砂糖に似てもつかない軽い粉で煙硝臭いと云ふので忽ち恐れ乍らと警察へ届出た。この届出に依り警察の手入が初まり、飯田二の丸愛國正理社櫻井平吉が荷の受主でその砂糖樽は實は煙硝で名古屋の一味から變名で送つた事が判明し明治十七年十二月三日櫻井平吉の留守宅を家宅搜索を行ひ、川澄先づ飯田で擧げられ續いて村松、八木、江川、中島拘引され、櫻井も北信遊説の歸途にそれ／＼捕はれてしまつた。驚いたのは當時櫻井の愛國正理社に加盟して侃諤の議論を上下しつゝ天晴れ天下の志士を氣取つて居た當地方三百有餘人の社員である。第一意外の大陰謀計畫だつたに拘らず何等あづかり知る處がなかつた。

主盟櫻井が拘引された以上吾等にもその累の及ぶべきであらうと内心ビク／＼ものであつた。所が實に意外だつたのは、正理社の社員名簿を押収して警察で調査すると地方社員は皆脱退を記入してあつた事で櫻井が大事決行の決心を堅むると同時に、純良無垢の地方黨員に、その飛沫の及ばん事を慮れ、一先づ表面脱退と記入し置き更に大事決行の間際に及んで意中を語つて賛成を求めんとしたので、其用意

とその情誼とは感すべき周到のものであつた。随つて地方では十二月も押つまつた廿五六日頃参考人として多數の青年が召喚され、取調を受けたが一人の怪俄人し出さず済んだのは不幸中の幸であつた。村松が露國通であつた關係か、その戰術が過激であると共に組織方法も、現代になつてはレーニン式の所があつたと思はれる。そこは組織の中に上級幹部と中幹部更に一般社員と幾段にも分けて夫々の教育法及行動法を規定し、上級幹部のみに大事の祕密を打明け、その人々の適宜な專斷的指示によつて一般社員を指揮し號令して引きずつて行かうと云ふやり方であつた。そして皇室中心の行動であつたが故に同盟誓約の義も實に立派な日本的な義理、人情を盡してゐた。

明治十八年八月十日豫審が終結して十月十日判決の日まで彼等一味は屢々法廷に於て審問を受け其所信を陳述した。裁判長も諸事極めて寛大な態度をとつて遺憾なき迄に、その抱懐する所の意見を披瀝せしめたので、至誠熱血冲天の大雄辨を揮つて、聽く者をして涙を拭はしめ切齒せしめた事も少なくなかつた。就中村松愛蔵の藩閥政治打破、新政鼓吹に至つては論旨堂々、辭氣慷慨激切、滿廷をして感慨淋漓たらしめたと云はれて居る。村松は川澄その他の同心の爲に辨じて自己の發意による自己の罪だと斷じ、川澄、八木、櫻井の徒も決して自分こそ其の元兇であつて他は余の友情のために盡くせしのみであると、側近者、知己の爲めに死を賭して、その罪を償はんとする切々たる友情の厚きに對しては、判官も傍聴を涙なしでは聞けなかつたと云はれる。

八月十一日豫審終結し村松愛藏、八木重治、川澄徳次、中島助四郎、江川甚太郎、伊東平四郎（愛知縣）櫻井平吉（長野縣）弘瀬重雄（神奈川縣）の八名を内亂陰謀罪で長野重罪裁判所に移し、石塚重平、早川權彌、水品平右衛門、鈴木滋、遠山八郎、中村好造、龍野周一郎、翠川鐵三、遊佐澄、三浦猪之太郎、甲村伊三郎、渡邊久一郎、大平紀彌、宮澤隣三郎、小鹽周次郎、遠藤政次郎、柳澤五郎、福住大宜、米山房太郎等十九名は證據不充分で免訴となつた。主魁者以下の處刑は左の如くで村松、八木、川澄は飯田から檻送されて小菅集治監に移されたが後に憲法發布の際に大赦令が出て其罪を免ぜられた。

- 輕禁錮七年 愛知縣士族 無職業 村松愛藏 (二九)
- 同 六年 名古屋鎮臺病院 看護卒 八木重治 (三四)
- 同 同 愛知縣士族 川澄徳次 (三七)
- 同 三年六月監視一年 北佐久郡輕井澤村 櫻井平吉 (三三)
- 同 同 愛知縣平民 江川甚太郎 (三四)
- 同 一年監視一年 名古屋鎮臺看護卒 中島助四郎 (三四)

以上の如く飯田事件は結果に於て、地方としては事件の割合に犠牲者も少く、伊那農民騒動史としての記述には如何かと躊躇したが、間接に三百餘名の地方民に關係もあり旁々逸すべからざるものと認めて略述した次第である。

最後に特記すべきは本事件の突發で電信のない不便（當時は郵便と早飛脚のみ）を痛感したので、明

治十八年飯田町の電信架設は寧ろ政府の懇懇に依るところ多く他面近郷有志の寄附金の多かつたのも一因をなしては居るが、櫻井事件が機運を促進したのは事實であつた。

櫻井平吉に對する檢事の公訴狀

被告平吉は學事は普通讀書を得るに過ぎず其身嘗て寫眞を業とし後又賣藥を業とし其營業のため現在飯田に至り寄留中、明治十六年被告等友人相謀り主義を知識交換に執り學術研究を旨とせる愛國正理社を創立し傍ら該社々用に從事し後遂に社長たり、抑々被告平吉は現今の政府に對し平生不滿を抱き居る所明治十七年五月中會つて知人なる三河國田原の人川澄徳次が來り會するに際し其の同志村松愛藏、八木重治と他邦秘密出版の例に倣ひ檄文を撒布し、人心を教挑し激昂せしめ機に乗じ兵を擧げ以て現政府を轉覆し政體を改良する計畫なることを計るに當り、被告平吉に於て其事業を贊翼すべしと結約し次で徳次より用途に資する金圓調達を頼み入るゝを承諾し一旦徳次を名古屋に歸郷せしめその金策方策中徳次より既に金策を承諾に就いては今回同志各自上京し以て素志の計畫着手に決せり、金策果して差支なきや否や書翰を以て照會し來れり、然るに當時平吉に於て資金意の如くならず、依て凡そ二百圓許りは調達相成る可しと回答せり其後通信書往復の末平吉に於ても金策ならず隨つて東京へ携帶する能はず止むなく後日送金の事とし同十七年八月上旬上京し徳次紹介にて愛藏、重治に始めて面會、茲に於て仔細に同志計畫の事實を審聽し、一層贊翼の念を固くせり、依て事業着手を急ぐも平吉調達携帶すべき金圓達

却せしより、印刷を如何共する能はず、依之更に愛藏、重治、徳次等相謀り平吉は一旦飯田へ歸り別に金策方案すべき事とし又飯田には新聞印刷機械不用に屬せしものあり、或は飯田に於て印刷との議も決せしより檄文稿成らば重治之を携へて飯田へ至る事と定め同八月下旬被告平吉先づ飯田に歸り金策中定議の如く重治飯田に至れり、會合共に謀るも、平吉歸郷後日子淺く金策又成らず、依て重治を一先づ名古屋へ歸らしめ、平吉に於て車ら金策計畫中同十月下旬徳次再び金策協議として來れり、畫策ていご亦其の需めに應ずる能はず、終に後日を期して以て徳次を空しく各古屋に歸らす、其後平吉仍ほ金策周旋中同十一月中旬徳次亦飯田に來り平吉に會つて曰く、當時我國民心兇險に傾き動搖の風調あるのみならず、恰も埼玉縣暴民蜂起其勢ひ猖獗兇焰倍々加はるの狀況なり、既に企畫せる檄の業今晚し、進んで此紛擾の時機に乘じ急に兵を擧ぐべしと議するに當り、之に同意し交々商議の末、平吉は同志募集其業を贊翼する所あらんと算畫、先づ徳次より擧兵檄文竝に旗章及び同志互に通信の暗號文字、記號録を受取り、飯田を出立奔走中同十七年十二月上旬事發覺して縛に就きたり、其事實は左の證憑にて明かなり。

第一、同被告川澄徳次が長野縣飯田警察署及當豫審廷に於て陳述、同被告八木重治、村松愛藏が愛知縣名古屋輕罪裁判所檢事廷及び當豫審廷に於ての陳述。

第二、證人稻澤鎌八が長野縣飯田警察署及び當豫審廷に於ての陳述。

第三、司法警察官が被告櫻井平吉寄留所に於て押收したる年月無記二十七日付川澄より柳澤武貞へ宛てたる書翰一通、司法警察官が名古屋堀詰町江川甚太郎寄留地即ち加藤彦吉方に於て押收したる年度無記十月五日付柳平(櫻井の事)より田中(八木の事)へ宛てたる書翰一通の現在。

第四、被告櫻井平吉が自己着用の引廻合羽の襟へ檄文二通、暗號旗章各一通宛を縫ひ込み長野縣松本、佐久郡地方を經歷したる事及び該物件を司法警察官に押收されたること。

第五、被告平吉は、村松愛藏、八木重治、川澄徳次と謀りたるは、宇宙新誌の事にて内亂陰謀にあらざる旨陳述し事を宇宙新誌に托して之が罪辭を免れんとするも、其宇宙新誌に付ては更に見るべき證據なきのみならず既に第一より第四迄列舉せし證憑の如く内亂陰謀に與したる事は最も掩ふべからざる所なれば、要するに其陳述は一片の遁辭に過ぎざる事。以上

各被告の辯護人(代言人)

八木 (矢島浦太郎) 村松 (小島相陽)

川澄 (稻川次郎吉) 櫻井 (小木曾庄吉)

愛國正理社の一般方略

- 一、名古屋鎮臺火藥庫爆發の飛報に接せば直に愛國正理社員に急報して上飯田村今宮原頭に集合を求むる事。
- 二、飯田警察署を襲撃し後患を絶ち、監獄を破壊して囚人の用ふ可き者を同志に加へる事。
- 三、町家及び農家より糧食を徵發し風越山に送る事。
- 四、下伊那郡役所を襲撃し酒造税を奪ふ事。
- 五、甲府の貧民黨(三千)と聯絡を取る爲め齋藤民定は直に飯田を出發する事。

六、村松愛蔵の率ひる一隊飯田に着せば、正理社員は風越山に籠城すべき事。

尙公道協會(名古屋)の方略中には「同志は甲州街道を進軍し甲府の貧民黨三千と合し、小佛の嶮を踰へて八王寺に出で、同所に於て全國の同志と合し、東京上野の山に據りて天下に號令すること」の一項がある。

(参考) 長野縣初期の自由黨員

全縣下にて七〇五名内下伊那郡は二十六人で上伊那郡は零である。之を町村別に示せば、

- 一、飯田町六名(小林孫三郎、細井彦三郎、近藤貞三、櫻井平吉、櫻井叙七)
- 一、伊賀良村一名(伊藤大八)
- 一、鼎村 二名(福井保、牧野元)
- 一、喬木村十七名(野島平四郎、吉川萬右衛門、吉澤文太郎、丸山常彌、桐生勇治、桐生喜代太郎、大原新六、宮脇和太郎、北島照松、野島濱吉、吉澤爲治郎、吉川龜吉、牧野清左衛門、松喜八郎、牧野金彌、木下伊三吉、吉澤定治郎)(長野縣政黨史)

三三、秩父暴徒

明治十七年十月下旬、埼玉縣秩父に暴徒蜂起せり、當時諸物價騰貴し、細民生活に苦みしを以て、貧民無頼漢等集合し、納税中止、貸金無利息据置、學校費の廢止を埼玉縣及長野縣へ歎願するを名とし、同類を集め、富豪を劫して金品を奪掠せり、この暴徒の參謀とも稱すべきもの、南佐久郡相木村菊地貫平なり。

十一月七日賊の先手五十人、抜刀を携へ、各鉢巻白襪にて十石峠を越えて大日向に入り、續て八百人程銃槍を携へ亂入せり、これより先、十一月三日本縣警察署は、警報を發して、佐久地方を警戒せしめ、六日岩村田警察署は巡査三十名を派して十文字峠を守らしめ、且巡査を要地に出して斥候せしめ、香坂峠、樺山、内山峠、田口峠、餘地峠、十石峠、白井峠を警戒せしむ。

賊の大日向に入るに及び、警察は力をこの方面に集中し、且獵師三十名を集め防禦の手配をなす、警部補木根浦正明同關豊松各巡査數十名を指揮して警戒につとめたりしも、賊の勢盛なりしより、長野松本よりも應援の巡査三十餘名を得て總勢凡九十、警察本部を岩村田に置き、大野警部長長野より出張せり、同八日警察は防禦の方法を議し、下越村、白田橋の二所を守り、勝間村の山嶺に獵師を派してこれに備ふ、賊の言によれば、總勢二百七八十名白田に出て郡役所及警察分署を焼き、岩村田に進み、北佐久郡役所裁判所を焼き、長野縣に至りて請願すべき豫定なりと、この報岩村田に傳はるや、人心恟々難を他に避けんとするものあり。

之より先、警察の力、到底賊徒に敵することの難きを知り、高崎鎮臺の應援を求む、八日午前八時、高崎鎮臺の兵百二十名吉屋大尉これを率ゐて岩村田に來り、大野警部長と共に白田に向ふ、岩村田警察署長松原清政これに従ふ、吉屋大尉は直に潛行して、平林村に至り、巡査九十名又これに従ふ、之より先、賊大日向村を出て海瀨村より二手に分れ、千曲川の兩岸を進み、穂積村東馬流に合せんとす、九日

吉屋大尉兵八十名を率ゐ、岩村田より川西に迂廻し、賊の側面を衝き、巡查數十名又二手に分れて之に應援す、午前五時高岩に於て砲撃を始め、戦闘凡三十分にして賊潰走す、抜刀隊は直に賊の本營に斬込み、殘賊四十名を生擒す、この戦賊戦死十三負傷三人なり、賊の潰走するに及び、これを追撃して野邊山原に至り殘賊を砲撃し、十日に至りて全く鎮定せり。

十月廿四日臨時取調所を岩村田西念寺に置き、賊二百三十四名を訊問し、百五十名を上田支廳臨時取調局に護送し各その罪を處斷せり。(北佐久郡志)

秩父騒動の餘波

秩父暴徒は明治十七年十月三十一日夜、埼玉縣秩父郡の貧民蜂起し、長野縣に入るべき形勢なり、十一月三日長野縣は警報を發し、佐久郡を警戒せしむ、同月八日暴徒約八百人、南佐久郡大日向村に侵入す、遂に請願して高崎分營の出兵百二十名を見る、九日吉屋大尉兵八十人を率ゐ、東馬流村に賊と戦ひ、午前五時高岩にて砲撃を始め、激戦三十分にして賊潰走す、賊逃れて海尻村に屯集せしかば、午後四時又之を砲撃し、追撃甚急なり、賊遂に散亂して踪跡を失す、賊の侵入する日小縣郡吏、警察巡查出張し、上丸子分署にて町村の軍用銃、和銃を検査すとて、之を提出せしむ、蓋豫め警戒せるなり、十月二十四日臨時取調所を岩村田西念寺に置き、賊二百三十四名を訊問し、百五十名を上田支廳臨時取調局

に護送し、各其罪を處斷せり。

(註、暴徒事件書、回復命書)

三三、黒田騒動

黒田騒動とは明治三十年九月に起つた飯田を中心とする米騒動であつて、黒田忠一を對象としての騒動であつた爲め世に之を黒田騒動と稱してゐる。

(一) 原 因

飯田本町一丁目に住居の黒田忠一は代々金物を商ひ、家運倍々隆昌を極めてゐた。偶十餘年前に郡下の和田、木澤、八重河内、上村、南和田の五ヶ村より成る遠山連合村有の立木の年期買収を行つた。ところが當時伐採中であつた京都本願寺との間に所有權の争ひが起り、數年結んで解けず、地方裁判所、控訴院を経て大審院へ上告し、棄却となり、再審となつて巨額の費用を費したが遂に仲裁人が入り結局黒田の所有となつたので、其期間を東京王子製紙會社へ賣却し自分も株主となつた。製紙會社は右共有山を伐採して製紙業を營むべく支社を遠州中部(なかつ)に設けたのは明治二十九年で、伐採の爲め人夫を派遣し、漸次増加して三十年には數百人に及んだ。その人夫の衣食の諸物資、米味噌、醬油類より鹽、草鞋に至る迄之が受負を黒田忠一は黒田伊八、渡邊某等と謀つて一手に請負ひ、知久町一丁目(但本町黒田

の裏續にて同人所有)に請負場を設け盛に業務を開始した。精米は本町一丁目の河野幸之助に悉皆請負せ、河野は鼎村切石に大規模の精米所を建築し、三十年三月より盛に精米に着手した。黒田が請負の諸物資は馬の背にて小川路峠越して遠山へ仕送るもので、その主なるものは米で、一日五駄乃至十駄と云はれ、平均十五、六俵宛遠山へ運搬されるので、米價は頗に高騰し、味噌醬油等は飯田附近は買盡し、更に名古屋地方より買入るゝの有様となつたので、諸物價は一齊に騰貴し、細民は糊口に困難を來す者續出し、怨嗟の聲が洩るゝに至つた。噂は更に黒田の仕送米は毎日三十俵、一ヶ月九百俵半年に五千俵以上と云はれ、黒田は更に青田(稻の儘)の買取り、青畑の買占をするとの風聞も傳つた。事實青田の米は一升十五錢二厘の割合で買求めた。豊饒の秋に際會しながら十五錢以上の米を求むるは前代未聞の大事件として恐怖を覚えしめ、又青畑の大根は一駄五十錢にて約東濟と云ふので大根も高價に非ざれば求め得られずとして細民の恐怖は激昂と變じ、殊に河野精米所は絶対に小賣を爲さざる等より一層の憤激を買ひ、三十年前の穀屋潰し又は二分金騒動等に習ひ、黒田及河野兩家取潰が暗々裡に企圖され、遂に三日間に亘る請負米騒動を惹起するに至つた。

(二) 細民の集合

明治三十年は殊に五穀豊饒にて二百十日も無事に過ぎ豊年祝は諸所に催され、或は煙火奉納に或は芝居、相撲の興業となり、就中農家は春夏蠶の收穫より賣米は逐日高騰するを以て近年稀なる富裕を謳歌した。之に反し細民(工業労働者)は朝夕苦心し得たる勞銀は僅に其日の米を求むるに足らず、妻子眷族を率ひて困窮に迫られ、一椀の甘汁だも得られざる階級をも醸生するに至つた。

古來飯田の物産は元結が代表する如くに、藩侯は飯田の家庭工業として元結製造を奨勵し、之に携はる者は最も多く殊に元結下職の者(所謂元結抜き即ち元結職工)が非常に多かつた。この元結製造には米の糊が必需品で、自分達の食料は麥、其他の代用食を攝取しても原料の米は一日も缺く可からざるものであつた。隨て米價の高低は直に勞銀に影響する。當地方の米騒動又は勞働爭議等の多くは之等元結職工の介在するかの感あるは蓋しかうした關與をもつものがあるので徒らに事を好むものとのみ斷するは早計である。一例を天保八年の記録に見れば、

△天保八年四月一日元結下職の者上飯田村智光院に二日會合此節賣米拂底に付食米は何にても代用すべきも元結の糊は米の外仕方なき故御救方を協議す(米價十兩に付七俵)

△同 四月三日所々に張札あり人々恟々

△同 四日御拂米五百十六俵の内二十俵元結下職へ糊用とする旨本覺寺に於て達せらる、右元結抜きに對し代金は八俵二斗の割にて十四日迄に上納すべしと(後聞筆記)

以上の如く歴史的にも最も關係が深い。今回の米騒動も之等細民に依つて戦端は發せられた。

九月一日は舊城跡なる愛宕神社の祭禮に當り、同社に集る氏子中には細民多く、その前日の八月三十

日に計畫され、百餘名の同意を得て請負米退治の舉は忽ち成立し、日暮を待ち一發の合圖に集合せん事を約して散會した。

既にして日は西山に没し遠寺の鐘夕空を渡り、戸々に點する洋燈の光りが、將に街上を照し初めた時、突如として愛宕神社の空を掠めて一發の合圖は揚つた。同志の耳には無限の快響を齎したであらうが一般は毫も知る由がなかつた。併も突嗟の間に機敏の行動をとつたので殆ど知る人はなかつた。集つた一團の先發者は羽場新道角の飲食店で各一杯の酒を酌み、勢に乗じて屈強の者共二十餘名腕もあらはに肩を怒らし、羽場坂を下ると見る間に河野精米所破りは初まつた。我も彼もと友は友を呼び、人より人に傳へられて箕瀬町は織るが如く切石に至る十餘町の街道は絡繹として人の波となり、精米所前は忽ち人の黒山を築き、群集約一千人と云はれた。彼等は先づ精米所へ談判したが、主人不在とて要領を得ず、較もすれば打て掛らん勢に、早くも同所出入の運送人は捕はれたが、辛うじて免れ一目散に飯田へ馳せて急を警察署へ訴願した。

あまりの人騒ぎに精米所前なる組伍長の矢澤豊が差止めんと立入るや、忽ち鐵拳の亂打に遭ひ剩へ水車用の河中へ投げ込まれ、負傷の上辛うじて裏口より逃走する有様にて何人もその銳鋒に當るを得ず、精米所は將に微塵に碎かれんとする刹那、急報に接した憲兵(當時飯田に憲兵屯所があつた)竝に警察官等急行し來り、狂ひ猛る群衆を押し分け、暴を制し、強を挫いて「靜かに談判せよ、明日夫々の代表

を擧げて談判すべし」と怒々説諭したので、漸くそれに服し、其夜は引取つた。この騒ぎに毆打されし者三人、稻穂を切られし者一軒、及近隣の豆畑を踏み散らされた程度の損害で第一回の騒動は終つた。

(三) 精米所破壊

翌二日は朝來例の愛宕山に集合し、前夜の説諭に従ひ代表を擧げて本宅(本町一)へ談判せんものと一時頃より種々協議したが、前夜の騒動があつたに拘らず、河野家では毫も遠慮する處なく平素通り營業したので、その不誠意をなじり俄然激昂し、到底穩かな談判を試むるも無益なり、出で行きて米二俵を借り取らん來れ」と呼ぶ者あるや、忽ち二三十人追隨して河野方へ到り主人に面會を求めた。主人河野幸之助自身出でて面會したが、この例を作らば再三再四繰り返すは必條と見て斷然拒絶した。時は午後三時で彼等は仁王の如く怒り、獅子の如くたけり「最早談判要求は絶たれた」と精米所取潰の決心を眉宇の間に示しつゝ一應は引揚げた。一方昨夜の暴動の報は四方に傳播し、「今宵は目的を貫徹すべし」の風評は各地に瀰漫し、遠く清内路、本谷、園原等より同意者は馳せ參じ、此處彼處に屯して夜に入らば精米所へ押寄せんと殺氣は飯田から鼎の空に漲り、人心恟々として安んぜず。見物人は先を争ふて入り來り、精米所附近は再び人の山を築いた。

警察及憲兵屯所に於ては朝來より將に此の事あらんを豫知し、佐藤次席警部は巡查數名を引率し、屯所は憲兵數名を出し、細民の暴行鎮撫として出張し精米所を保護した。群衆は前夜の如く殺到したが、

官權の保護し居るに躊躇し、容易に進まず相對峙する一時間、漸く多く集まるに従ひ、路面に布かれた砂利を投げ、悪口を放ち、遂には警官、憲兵にまで暴行を爲すに至り暴行者二、三は直に檢舉された。「捕はれるなら皆一所に捕はれよ」と叫びつゝ一時に鬨聲を擧げて前夜に餘る千餘人の群衆は、ナダレを打つて精米所に迫り、道具、機械を所持せざるより赤手を揮つて壁を落し、握拳を以て板扉を破り、室内に入つて機械を毀ち、切うどんを投げ出し、秤を折り、榧を損し、多數の亂暴狼藉に小數の憲兵、巡查を以てしては尋常の防禦到底覺束なく、己むを得ず拔刀を命じ、短砲を發したので、流石暴民も之には避易し、洪水の流るゝ如く左右に開き、逃げ迷いて河水に墜落し、田に入り、下駄、雪駄を棄て、或は手拭、煙草入を失ふもの擧で數ふべからず。暴民は斯くして退去したが、更に黒田、河野兩氏に談判せんとして容易に解散せず、憲兵、巡查は東奔西走頗る盡力したので、漸く同夜は退散した。この騒動に精米所前の負傷者數名を出した。就中重傷者は刀創のものにて急使に接し、島津警察署長及久保屯所長代理は現場に出張し、夫々手當をなし、負傷者、檢束者を警察署に送り、五十嵐檢事、吉川豫審判事の取調濟の上、牧野春郎、熊谷士朗の兩醫師に命じて刀傷を縫はしめた。刀創七ヶ所縫ひしもの四十針なりしと云はれ、是が民衆に一層の反感を與へ、翌夜飯田警察署を襲撃し、暴行を働くの口實たらしめた事は遺憾であつた。

明治三十年の米騒動は全體的であつて、最初八月十三日に富山市仲間町に起り、同月廿日新潟市に蔓

延し、北越地方一圓に擴り、佐賀、高松、長野、豊橋等動もすれば不穩の狀を呈せんとし殊に驚くべきは山形縣北村山郡東根村附近の窮民一千餘名蜂起して多額納稅議員横尾彌一の宅を襲ひ、爲めに横尾は輕傷を負つた。

飯田の黒田騒動は之等の全國的機運が影響したのも一因をなしたが、飯田には飯田だけの特殊な事由が存在したのは前述の如くであつて、殊に交通の不便（當時は電車、自動車の便なく總ての物資が駄馬であつた）が更に一層の近因をなした事は明瞭である

(四) 河野、黒田兩家及警察署破壊

翌三日民衆は鐘鳴に依つて飯田町峰高寺に午前九時に集合した。仲裁談判人に河村啓太郎、藤井高太郎兩氏が相方の間に立ち、種々の勞を取つて左の條項により黒田及河野兩氏との談判は一時成立した。

- 一、遠山へ送米の請負は一切之を爲さざる事
- 二、河野精米所は廢止する事
- 三、白米三百俵は普通相場より二錢五厘の安價を以て販賣せしむる事
- 四、兩氏は暫く遠慮をなす事

右四ヶ條を相方承諾しそれより、精米所の補助をした穀屋に談判せんとし同營業人十三名を呼び出し左記嚴談した。

- 一、出買をなさざる事
- 二、買占をなさざる事
- 三、安價に勉強賣をなさしむる事

恐怖の念を抱いて出席した彼等は一議もなく承諾して引退いた、斯の如く勝ち誇つた民衆は一時鎮靜したが、昨夜重傷者を出した警察に談判を開かんと同日午後二時より漸次盛んとなり今にも警察へ押し寄せん勢となつた。茲に於て島津署長は佐藤警部、佐藤巡査部長其他の巡査を率ひて臨場し懇々説諭したが狂氣の如き民衆は制止する様もないので警察署に引揚げた。

民衆は擧げて警察署へ押し寄せ忽ち數十名は同門前に集つて去らず、署長は主なる者を集め百方説諭するも殆ど蛙面に水を注ぐが如く更に其効なく、五十嵐檢事も犯人捜査に就いて責任を以て勉めらる由説かれたが之亦同様の有様にて如何ともする能はず、斯くて夜中に入らば一大事を起すならんとて群集を峰高寺に戻らしめんとしたるも、或者は黒田の宅前に止まり毫も動かさず、藤井、河村其他の人々盡力して悉く峰高寺に集めた、會する者數百人、五十嵐檢事、平野郡長交々犯人捜査に付て云々する處あつたが、依然として毫も聞入れざるのみならず、却て石を投げつけ、悪口を吐き其危険云ふ可らず、されば已むを得ず確に犯罪人のあるを認めば告發して可なるべしと云ひ、遂に其手續を了することとなつたので僅に氣焔を制するに至つた。要するに細民が警察署をつぶさんとするは元來無智の常として警官

の嚮掌を知らず、唯自分等が氣隨に兩家を打潰さんとするのを妨害するは憲兵や警察官は黒田より器物を得たか、又は郡長町長等と關係があつて利益の爲めに兩家を保護すると安信し、一人の重傷者があつたのにつけ込み警察官に暴行を加へんとするに至つたので、犯罪人を告發しても容易に收まらぬのは察するに餘りある。併し之が一時鎮靜し、加之雨は降り出し空腹を告ぐるに至つたので、更に騒動を起すべき模様はなかつた。併し四方より蜂起する彼等の連類なれば一方はよし之に服するも、未だ其事あるを知らざる者は悉く黒田の前に集まり隙を見て潰しかけんと走り、一方鎮靜せし峰高寺連に意を通ずるものあり、心に黒田潰しを期しつゝあつたものは夫れ押しつぶせとて二三十人峰高寺を脱し、新手の人々と合體し、関を作つて黒田に迫り忽ち戸を放ち、柱を挽き、二階へ上つて建具を毀ち、或は土蔵に入り金物を投げ出し、追々集る者共は更に河野家に到り戸を破り初むと見る間に二階へ上るあり、店品を投げ出す、土蔵の衣類を持出して引裂く等頗る慘狀を極めた。

斯かる有様なれば少數の警官、憲兵を以ては制止するを得ず、警官は一同本署に引揚げ憲兵と共に拔刀して追ひ拂ひ、暴行人數名を檢束したのが却つて民衆の激怒を加へ、一齊に警察署門前に押寄せ、石又は薪木を投げつけ、或は火を飛ばしなどするので幾度か抜刀にて追ひ拂つたが、宛然飯上の蠲の如く拂へば散り、引けば集り何時果つべき様もないので、飯田警察署にては既に長野及松本以南の各警察へ應援方を急報したが、交通の不便は容易に到着するを得ず、爲めに亂民に圍まれたる警察官一同は死力

を盡して職のために官署を固守し、倒れて後己まん事を期するに至つた。此際突如警察の警鐘は亂打され消防夫は集るも暴行者の瓦石に恐れ、警察に止るものなく、五十嵐検事は令状を持って來署し、高島巡查は該事件に付裁判所に於て取調を受けた。時に午後二時卅分雨は沛然として降り出し、働き疲れし彼等は一人二人と漸次退却し、各自思ひ／＼に退散し、全く解散したのは夕方であつた。

尙彼等は大勢を頼み無法にも、平野郡長、渡邊猶人、吉澤利八並に黒田の物品買入場を破壊せん意氣込に知久町一、二丁目には各戸家具を取片付け、平野、渡邊、吉澤の諸氏はその形勢を知り何れへか避難した、斯くて第三回の騒動は實に慘酷を極めて終つた。之がため飯田警察署の外廓は破壊され、硝子を破り、受付を傷け損害百圓餘に上り、河野幸之助の損害は精米所三百圓兩所にて四千圓、黒田忠一は二千圓内外に及んだ。

(五) 結 末

以上暴行の後は、或者は峰高寺に至り、或は家に歸る者等あつたが、峰高寺の者は早朝退散することゝなつた。

豫て約束した安米は賣捌所を飯田町役場に設けたので細民は争ふて購入に來る等漸く平穩になつたが、噂は更に噂を生み、南山及遠山方面より數百人押寄せる等流言蜚語盛に行はれ人心恟々として不安の念は去らなかつた。

一方警察方面は本縣よりは精米所破壊の電報に依り、之が實況視察として丸山警部、更に急報により松本より江藤次席警部十三人の巡查を引卒し、上諏訪よりは楠本次席警部十人の巡查を伊那よりは巡查十人、赤穂より五人、福島より五人、而して飯田管内分署より萬知野富草、錫澤駒場、中島和田各分署長部下を引卒して來飯し、殊に小野木本縣警察部長は福田警部、由良巡查部長を隨へ、途中更に溝口下諏訪署長を加へて來着し、又憲兵屯所にては松本屯所長立木兵一郎氏憲兵三名を引卒して來飯した。一時の血氣に狂つた烏合の民衆は再び事を起す勇氣を失ふと同時に稍目的を達したので重ねて來るものなく、茲に初めて沈靜に歸した。此動亂の起るや警察署員及憲兵屯所員一同は鎮撫のため不眠不休五晝夜に及ぶものもあつたが、漸く安眠することを得た。

小野木警察部長は來飯匆々警察署、郡役所に就てそれ／＼の方法を講じ民情を聞き、且疲勞したる署員をいたはり自身負傷者を訪れて若干の金を恵んで慰勞する等周到の注意は涙ぐましいものであつた。

伊那峽谷、併かも明治の聖代、未曾有の不祥事は三日間に亘り暗雲低迷して商況に、人心に莫大の損傷を及ぼして事件は終つた。問題の發生地本町一丁目は悉く遠慮の意を表し、騒動の翌日より三日間休業し、七日より營業を開始し人心始めて安堵の思ひをなすに至つた。

黒田氏は安米販賣の内へ米三百俵を寄附し、飯田町は町會を開いて貯蓄百五十俵、外に貯金三百圓を出して名古屋方面より南京米を購入し、尙別に有志より千圓の寄附を募集して安米を賣り出した。その

相場は一升十二匁より十三錢二厘とし極貧のものには一升十錢で賣却した。

又飯田消防組は警察署長の委囑に依り治安維持に當り褒賞されて本騒動は漸く終末を告げた。

三四、分縣、移廳騒動

言論自由の議政壇上で信州人の議論は既に定評がある、昔國會開設の建議で有名なかの松澤求策が長野縣會で立て續けにしやべり通して日程議事を一つも片付けさせなかつたといふ話は未だに長野縣政史上に残る語り草とされ、總じて信州は議論の八釜しい國ではある。

徳川末期信州には十四の諸藩があつたが、維新後の廢藩置縣で先づ伊那縣、中野縣等が置かれ、明治四年中野縣は長野縣に改められた、同年各縣を廢し、全國を兩分して筑摩、長野の二縣となし南信七郡を筑摩縣に、北信九郡を長野縣に附屬させた、長野と云ふ名稱は今の市下長門町が長野町と云つて宿場人足の居た町であつた、當時中野町にあつた中野縣を善光寺町へ移して長野縣と改めたのには、善光寺縣と云ふのも可笑しいから長野町の名を取つて長野縣とし、隨つて善光寺も長野町と改めた、長野に縣廳の移された當時は、市下西町西方寺内を借りて居り、明治八年に縣廳を新築した、この敷地小字名を御殿と稱し以前は死骸の焼場、塵場捨場に充てられ乞食の棲家になつて居たのを縣廳を建てるにつき焼場を毀ち、寺を他へ移した、時の縣令は立木兼善で中々の上手ものであつて、長野へ來るなり金百兩を

善光寺へ奉納して大きな立札を立てさせて人氣を取つたものである。

明治九年に筑摩縣を廢して長野縣に併せ松本には出張所を置き、稻垣庶務課長を出張所長に任命し、信濃一圓をはじめ統一した。

併し徳川時代小藩分立の長い歴史と、各地が四疊半式に山壁を立て廻したやうな風土の関係から、自然人情利害を異にし、北信と南信に大別してもその違ひが非常に著しい。長野に縣廳をとられたくやしきもあつたらうが、長野では餘りに北隅に偏してゐるといふ理由で、松本を中心とした南信派が結合して明治十五年に分縣論が初めて起つた、當時縣會議員の東筑市川量造、南安丸山英一郎、上伊那村上傳五郎氏等が分縣實行委員に舉げられ隨分劇烈の運動をした、分縣の大要は飛騨國を加へて元の筑摩縣を復活させやうと云ふのであつたが、時の縣令大野誠は機先を制して八釜し屋の市川と丸山を郡長にして仕舞つて物にならず、越えて明治二十一年に再び分縣論が起つた、下伊那の松尾千振、東筑の小里頼永、南安第一期代議士森本省一郎氏の三人で上京して元老院へ建白書を出すやら、元老院議員其他内務省要路の高官を歴訪する等、縣會など相手にせず強行運動を開始した。

時の元老院議長は伯爵柳原前光、副議長楠本正隆氏で兩氏共分縣の理由書、調査事項、統計表等を見て大賛成であつた、上京委員も之に力を得て各議官を片端から説いて廻り遂に議官四十六人中三十八人の賛成で可決通過した、それより上京委員は内務省に迫つた、時の内務大臣西郷從道は、萬事は次官に

聞いて呉れと取り合はず、次官白根專一は、デンから委員の説に耳を傾けない。元老院で如何なる事を決議しやうとそれを決行せなければならぬと云ふ筈のものではない。分縣などは決して爲すべきものでないから内務省は斷じて許可相成らぬとキツパリ刎ね付けて、元老院で大多数を以て決議したことも、一次官の爲めに脆くも刎ね返されて仕舞つたのである。

次に起つたのが明治二十三年で分縣論では不可と見て俄に鉾先をかへて移廳論に名目を改め更に一段の作戦を凝らした。當時の縣會議員は北信が二十四人、南信が二十一人、これで堂々議場で争つても到底勝ち目がないと云ふので南信派はあらゆる手段を盡した結果、遂に北佐久の山本清明、下水内の小山鐵兒の兩氏を捕虜にして仕舞つたので勇躍して議場に臨んだ。

傍聽席には興奮しきつた兩派の壯士が多數入り込んで殺氣立ち、移廳派はこの機に乗じて一氣に勝ちを制しやうとした、ところが意外な事件が勃發して移廳派が味方に入れた一名が壯士に袋叩きにされて昏倒し、長野市中は俄に騒然として寺院の鐘は鳴る、巡査は總出動で、炊出しをして各所を警戒するといふやうやうな騒ぎを演出するに至つた。

それは長野驛の鐵道開通式の二三日前である、無論常置員（縣令）及縣會議員を招待して城山館に一大夜會を開いた、主催者は其頃の長野市の自由黨で裏面には有力者も居たが表面に立つたのは壯士と云はるゝ面々で、其中に沼田昌充と云ふのがあつた、之は佐久の足輕であつたが今は長野市の志士であつ

て山本清明は元小諸藩の家老である、宴酣なる頃沼田は豫て喧嘩をする覺悟で、山本に對して「貴様はよくくの馬鹿野郎だ、北佐久に居て移廳論をかつがせられるとは何だ、比の間抜け野郎奴」と云ふのが始まりで、山本も沼田は元自分の目下に居た足輕だと云ふ氣があるから「馬鹿野郎とは何だ」と云ふやうな具合から云ひ合ふ中に腕力沙汰となり、沼田の手には合面のハンカチが振られた、城山館の廣間は燈火が一時に消える、血が飛び血が逆る一大修羅場と化し兩派總立ちとなつて入亂れた、長野市の壯士連は棍棒、玉突のキューなど振つて室に躍込み、沼田に力を合せて、山本清明の外森本省一郎、折井庄司其他數名を滅茶苦茶に殴つてしまつた。其晩に下水内の小山鐵兒は犀北館に寝てゐる所を壯士が踏込んだと云はれ、遂に白晝議事堂前で大日方太三郎、高橋仲太郎等の爲めに車から引摺り落されて散々に殴られ、頭を繻帶して議席に連つた、大日方と高橋は直に縛られて牢に打込まれる、斯様な騒ぎで南信からは議員警衛の壯士數十名が乗込んで權堂あたりに宿泊する、長野の壯士は大町町あたりに事務所を開いて相對峙し議員の外出には必ず四五名宛密行する、長野警察は知重官邸以下高等官の邸宅は巡査の立番の有様だつた。

縣會議場も傍聽席は常に満員で場外にまで溢れ、巡査は場の内外、三間に一人宛配置され、殺氣は横溢した、縣會議員も之が爲に到底長野のやうな危険な所では會議は出來ぬから何處かへ移すと云ふので移廳派は全部上田町へ引揚げることになつた。

其時南信議員の大部分及び下水内の小山鐵兒氏等は犀北館に陣取つてゐた、そこへ壯士數名が抜刀で犀北館を襲ひ小山鐵兒氏を斬つた、一同は青くなつて逃げ蔭れる、小山氏は入院する、康樂寺の鐘は撞く、市民は騒ぐで大變な騒動になつた、移廳派全部は急に上田へ引きあげて觀水亭に陣取り、長野は縣會議員に危害を加へる者があつて神聖なる議事を爲すの場所でないから、縣會を上田で開いてくれと知事に迫つた、議員過半数の連名で府縣制の規程に據つて建言したので、時の知事内海忠勝氏も面喰つたが、移廳派に大なる手漣りがあつた、それは病院に這入つた小山鐵兒氏を其儘長野に置いて來た一事である。

非移廳派は、小山氏が長野に治療してゐる事を突留めるや、無理矢理に縛りつけてゐる小山氏を議場へ引張り出し、一名の過半数で議事を開き、移廳建議の丸潰れは勿論、山積した未議了の議案全部を一瀉千里に可決確定となし、其日の内に閉會式まで行つてしまつた。

上田では斯とは知らず、知事の返事や如何にと鶴首してゐる、そこへ立川雲平氏が移廳大賛成で、盛んに聲援を與へ、果ては隠し藝の落語や講談などをやつて移廳派議員を喜ばせたものである。すると其内に長野の結果が知れて只啞然たるのみ、遂に又しても失敗に終つた。

分縣、移廳二つながら空しく晝餅に歸した南信派の憤慨は誠に察すべく、その後機會ある毎に運動を起したが翌廿四年二月には松本の群衆が白布に「移」の字を書いて着物に縫ひつけ、席旗を押し立て一

大示威運動を行つた、この總勢五千人、中心は松本で松本全町の生命問題として曾て松本署長であつた川俣直之氏など先棒になり、政談大演說會を開いて堀内桂次郎、野々山義成、馬淵義一諸氏が大氣焰を吐いて縣當局を罵倒すれば、聽衆は興奮し、臨監の署長中川四郎氏に投石する亂暴者も出るの有様で城山に於ける大會の群衆は警察署へ石を投げ込む、窓や戸を破壊し、進んで郡長稻垣重爲氏の居宅を襲撃すると云ふ暴動に變じたので、警官は拔劍して群衆を追ひ、中には負傷する者もあり、女鳥羽川へ轉落するもの、宛がら修羅の巷を演出した。

この急報が長野縣廳に到るや、書記官小野田元瀨氏は巡查數十名を引率して松本へ急行することゝなつたが、汽車がない時分なので荷馬車や大八車で刈原峠を越えと云ふ騒ぎである、それより大變獄事件となつて前記の川俣、馬淵、堀内、野々山諸氏は暴徒囂集と云ふので收監された。

二十四年の移廳運動も疑獄事件を惹き起して失敗に終り、町長菅谷司馬氏は最う移廳分縣などは駄目であると諦めをつけ、それより聯隊設置に運動して、久しく移廳論は起らなかつたが、明治四十一年の縣廳焼失から又々移廳期成同盟會が起つたが、議場までは現はれず、松本市選出の縣議小島友太郎氏が白髮首を投げ出すと云ふやうな裏面の事情があつて、松本の移廳期成同盟會は解散した。

(参考 當時の信濃毎日新聞其他)

三五、大正米騒動

大正米騒動は大正七年八月、東北地方より關西地方に亘り米價の暴騰に對し、細民の蜂起暴動せるものなり、小縣郡にあつては大正六年一月白米一升代金十九錢五厘、同年六月に至り金二十二錢に翌七年に至り金二十七錢に、同年六月に至り金三十三錢に、同年八月に至り金四十錢に、同月十一日には金四十五錢に暴騰し、細民の生活をして刻々困難ならしめ、不安の念に驅られしめたり、同七年八月七日富山縣下漁婦之を市役所に訴へ、市亦其處置に窮す、當時新聞は頻りに之を報道し、次いで堺市、京都市より更に舞鶴、神戸等に傳播するや、日本各地に蔓延するに至りぬ、八月十七日夜、長野に既に騒動あり、穀商を襲ひ暴行を敢てすとの報あり、上田警察署同月十一日より頗る警戒を嚴にしたりしが、遂に同月十八日正午頃に至り、上田松尾町の穀商宮入治作の宅前に集合すべし、或は之を焼打にすべし等の流言喧傳す、午後六時上田警察署は管内巡查の非常召集を行ひ、且他署よりも其應援を求め、萬一を慮りては消防組をも召致したり、午後七時頃、一名の泥酔者來り、宮入穀商に米の廉賣を強要せり、警戒中の巡查は直に其退去をなさしめたるも、従前動搖し來れる民衆は立所に雲合して數百名となり、其なりゆきの如何殆ど豫測すべからず、警察はよく隱健の處置を採り、群集の佇立を禁じ、事なきを得たり、然れども不隱の行動に出でたるものは之を引致し、警察犯處罰令各條號に照し、拘留二十五日、或

は二十九日に處す、檢束せられたるもの僅に十二名、悲慘を見ずして落着せしは眞に地方の慶たり。

(註、上田警察沿革史)

三六、警廢事件

大正十四年の夏、時の長野縣知事梅谷光貞氏が、若槻内閣の行政整理を斷行するに當つて、縣下に於ける十七個の警察本分署を廢止したと云ふのに反抗して、關係地方は復活期成同盟を組織して、中央に地方にそれ〴〵運動し、縣當局に對しては猛烈なる示威運動を行つてゐたが、遂に天下の耳目を聳動した一大騒擾を惹起するに至つた。

七月十八日午後一時半から、長野劇場に於て縣民大會を開催し、この日集まつた群衆は、北佐久郡岩村田町を中心とする五百餘名、下高井郡中野町を中心とする一千八百餘名、それに埴科郡屋代町を中心としたる六百餘名を加へて正に三千汽車、電車を以て陸續として集まり、紅白の襷に、町村名を染めぬき「縣政の賊梅谷知事を葬れ」と大書した數十旗の旗を押し立て、アメリカ獨立の歌を高唱しつゝ市内を示威運動したが、その中百餘名は午前十一時半といふに知事の官舎を襲ひ、梅谷知事を殴り、足蹴にして、竹下警察部長の官舎を襲ひ、滅茶苦茶に破壊し盡して、喊聲を擧げて引きあげた、一方縣民大會に於ては熱狂せんばかりに煽られた群衆は、なだれを打つて縣會議事堂を襲ひ、包圍するといふ騒ぎ

平野縣會議長以下の議員は、一方に血路を開いて漸く逃げたが、群衆は更に憲政派の縣會議員松橋久左衛門の宅を襲撃して、店内を残りなく破壊するといふ騒ぎで、長野市は一時全く無警察の状態を演出した。

かくて八月に入つて、檢舉が開始され、その數實に八百餘名に及び、内百四十二名は騒擾罪として收容され、中には拷問を憤慨して警察署で自殺するものもあり、檢舉を恐れて發狂して行方不明になつた者もあるといふ悲劇を生んだ、これがため梅谷知事は竹下部長と共に職を辭した、この問題は次の議會に於ては大問題となり、濱口内相も政友會の總攻撃を受けて大いに困つた。

この事件の公判に當つて、郷黨の爲めに堂々と辯護を試み男を上げたのは東京辯護士會長原嘉道氏であつた、「本件の如きは、愛郷心の流露にして、發作的偶發の行動である、決して組織的に起りたる犯罪に非ざれば、假に有罪たるべき者ありとするも最輕科刑に爲すを妥當とする」と例を内外古今に取つて縦横に論じたものである。

計らざりきその後幾何もなくして田中政友會内閣が成立し、その法相として原嘉道が就任し、在野時代に辯護士たりし警廢事件の豫審落着し、原法相の下に嚴正公平に解決されたのである。

(参考 信濃風物記其他)

信濃農民騒動年表

紀元	起發年月	鎮定期間	原因又は要求條項	所管	備考
二、二六〇	慶長五年		海津城主森忠政の檢地苛政に對し蜂起	松代	徒黨七百餘名鳥打峠にて斬殺さる(松代町史)
二、二七六	元和二年		遠山土佐守暴政及失政	伊那	
二、三一三	承應二年		水路開鑿越訴		南安曇郡史
二、三一九	万治二年		同 打毀		同
二、三二二	寛文二年		暴令に反抗江戸越訴		長野市史附録
二、三三〇	寛文十年		芹田騒動小諸城主酒井日向守忠能領内檢地妨害	佐久	百姓誤解して檢地妨害首謀三人斬罪(北佐久、南佐久郡史)
二、三四三	天和三年		手代に反抗江戸越訴		(上伊那郡史)
二、三四六	貞享三年	十月	加助騒動 凶作苛税	松本	松本市史 南安曇郡誌信濃史料叢書
	同		山論 熊谷作兵衛	伊那	
二、三五〇	元祿三年		境界争暴動		(下高井郡誌)
二、三八二	享保七年	六月	凶年暴動		(上伊那郡史)

二、三八三	同	八年	越訴	(同)
二、四一〇	寛延三年		田村騒動	松代 松代町史
二、四二二	寶曆二年		助郷に對する苦情愁訴	(上伊那郡史附)
二、四二二	寶曆十一年	十一月二十一日	千人講騒動、飯田城主堀親長藩政救済策一口二兩千口講に反對	庄屋重立者十數ヶ破壊 暴徒一萬四千 主謀者入牢 (伊那農民騒動史)
二、四二二	寶曆十一年	十二月十一日	世ならし騒動、浦野組夫神村寄十九ヶ條を強訴	有産階級に對する無産階級の反抗 (小縣郡史)
二、四二二	同十二年	二月	強訴	(信濃佐々禮石上卷)
二、四二九	明和六年	二月四日	木會養川に起り奈良井、宮城、原野村、上野村を集めて千二百人福島に向ふ、同時に南部の野尻上松も呼應、山村氏鎮壓	水會 (岐蘇古今沿革史、西筑那史)
二、四三五	安永四年			(譚海、後見草(史籍集覽)農社史 講六三)
二、四三七	同 六年	一月	貢納延期免租要求打毀	(中野町史)
同	同		重課	(半日閑話、農社史講)
二、四四一	天明元年	五月	檢地不公平愁訴	(南安曇郡誌)
二、四四三	天明三年九月二十九日	八月	上野磯部に一揆起り十月二日輕井澤に入り四日小諸を過ぎ五日上田に迫る	暴徒三千東信三郡を震撼上田、小諸、岩村田藩協力鎮壓 (北佐久郡史、小縣郡史)

二、四四三	天明三年	十一月	天明騒動 上州より暴動來る 平賀騒動 同 災害凶作批政暴動	(小縣郡史、北佐久郡誌) (松本市史) (上伊那郡史)
二、四四七	同 七年		凶作米價騰貴暴動	(上伊那郡史)
二、四五〇	寛政二年	四月	藩老の不行跡誠訴	同
二、四五六	同 八年		助郷賦課反對	同
二、四六九	文化六年	十二月	紙同屋事件今田村に起り數百人主謀者九人入牢	爲政者又は特權階級者の利益襲斷に反撥 (伊那農民騒動史)
二、四七三	文化十年	十月	不作米價高値強訴	(長野市史)
二、四八三	文政六年		不作、打毀	(同)
二、四八五	文政八年 十二月十日	十二月	五年六月十五才以上の男子は毎日草鞋二足亦女子は毎月木綿一紋左衛門の失政	草鞋騒動又は興津騒動 (上伊那郡史)
二、四九五	天保六年	八月	赤袋、又は小谷、或は四ヶ條騒動と云ふ	暴徒三萬人、主魁中死刑一、永牢四人外赦免 (南安、北安郡史、松本市史)
二、四九六	同 七年		連年不作米價騰貴暴動	(新撰仁科記) (上伊那郡史)
二、四九七	天保八年		淺野騒動、飯山本多領	(南安曇郡史) (黒田勘兵衛獄死 下水内郡史)

二、五二〇	嘉永三年	笠松山騷動	伊那	(伊那農民騷動史)
同	同	知久騷動	同	(同)
二、五一九	安政六年十月廿七日	南山騷動	同	鄉民千六百人
二、五二三	文久三年	水論暴動	同	(中野町誌)
二、五二六	慶應二年	風害米價高暴動(木曾騷動)		(南安、西筑摩郡史、松本市史、農社史譚)
		食糧缺乏暴動		(上伊那郡史)
二、五二八	慶應四年三月十一日	上州甘樂郡南牧、西牧兩村の百姓内山峠を越えて平賀、志賀諸村に亂入岩村田藩及御影陣屋鎮壓	佐久	(南佐久郡志)
二、五二九	明治二年七月二日	二分金騷動	伊那	(伊那農民騷動史)
	同	會田山中に蜂起柏矢町松本藩鎮壓	松本	千數百人 (南安郡史、北安郡史)
	同	奈良本村に起り十七日上田城下に強訴	小縣	被害四十九ヶ村二百六十九戸一町三百四戸 巨魁五人入牢一人梟首 (小縣郡史)
	同	更級郡六ヶ郷三千人 廿六日三萬人	更級	(松本町史、更級郡誌)
	同	中野領	高井	七十三戸 六名斬罪二十二名絞罪 (上下高井郡史)

二、五二八	明治元年三月十一日	米價騰貴岩村田藩	佐久	數百人
二、五二九	同	山野入會紛擾	木曾	益田郡日和田村筑摩郡西野村 (西筑摩郡誌)
	同	米價騰貴及金穀不融通	上田	佐久郡入奈良本村外近村六七百人 以上
	同	同 及貨幣不融通	伊那縣	筑摩郡各所
	明治二年八月二五日	租稅輕減要求	高遠藩	入野谷郷十二ヶ村
	明治二年十二月八日	租稅輕減要求	高遠藩	中澤郷十七ヶ村
二、五三〇	同	熊を銃殺せるを古來の慣例に背くとして	木曾	筑摩郡黒澤、西野、末川、黒川四村六百人 (西筑摩郡誌)
	同	藩治への不満	伊那縣	筑摩郡會田驛附近村々及生野村千 (大政類典)
	同	中之條局廢止反對	小諸藩	佐久郡芹田村外三十二ヶ村
	同	濟急證券商法社爲替手形本位復舊要求	中野縣	埴科中之條局管下十四ヶ村千餘人
	同	貢米相場引下要求	松代藩	更級、埴科、高井、水内、四郡數萬人
	同	貢米相場引下要求	須坂藩	高井郡上灰野村外村々
	同	田作名主に關する紛議	椎谷藩	高井郡六川村數百人
	同	貢米相下引下要求	中野縣	高井郡高井野村外村々千四、五百人

二、五三二	同 四年 八月	尾張藩有林の官有化反對	本會 (名古屋) 筑摩郡妻籠、蘭二村 (西筑摩郡誌)
二、五三四	同 七年八月二十六日	米價騰貴に依る安米要求二分判不融通	筑摩縣 筑摩郡亂橋村外近村
二、五四〇	同 十三年四月十三日	即日	上水内郡大井村外近村 (大政類典)

明治元年三月上野國土民佐久郡に亂入搔擾

慶應四年三月上野國土民數百人蜂起して鐵砲竹槍刀鎌の類を携て當國佐久郡へ亂入、其趣意は米穀高價に付、同郡より輸出なきを恨み、村々富家或は米商の居家を毀つ、尤我領内は無事なりと雖も近傍頗る騷擾す、因て我藩より舊幕府の領、同郡平賀村境近出勢理解して引取らしむ、其徒承服して一旦去ると雖も、再び來りて我領野澤村を亂暴せんとす、故に鐵砲數挺竹槍數十本、刀鎌の類數多を取上げ七十余人を捕縛し、糺問各所首魁の者は既に逃亡し、只募集の者たる間向後を禁じて放免す。(岩村田藩記錄) 尙右に關し龍岡藩記錄あるも省略(明治初年農民騷擾錄)

明治二年三月益田郡日和田村筑摩郡西野村騷擾

西筑摩郡誌、木會編年史に左の二項があるが詳細は不明
 一、二年三月飛彈國益田郡日和村(當時高山藩)木會西野村(當時名古屋藩)の山野入會を拒む。
 二、三年五月、本會の西野村、飛彈日和田村、入會山論、木會支配所の盡力により、高山縣と交渉の上和解復舊す。

明治二年八月佐久郡入奈良本村外近村騷擾

明治二年八月十七日上田藩管下佐久郡入奈良本村の者共近村を脅誘し、黨與せざる者は放火致すべき旨申觸し、青竹へ木綿切等を結び付鯨聲を發し城下へ亂入、因て執政を始め其職の者舉て説諭すと雖も敢て藩政を怨むにあらず、唯金穀不融通難澁の由申唱し、穀屋、酒屋、菓子屋、其他富豪戸を亂暴破壊し、因て知事も出張の上理解に及び、凡六七百人城内に引入願意を糺したるに、諸色高値加之養蠶の利潤を以、取入たる金貨多は不通用必至と窮感撫育方歎願之外他なき旨申立、尙其餘難澁筋あらは總代を以、願立べき旨申諭食料等夫々手當したるに、日暮に及脅徒の者彌亂暴、夜五時頃海野町へ放火、折柄西北風烈しく右海野町を始、横町原町等焼失、其外村々迄亂暴焼失戸數左の如し。

燒失家	百九十五軒
大破家	百六軒
中破家	八十五軒
小破家	百四十七軒

明治二年十二月伊那郡入野谷郷十二ヶ村騒擾

明治二年十二月朔日、高遠支配地伊那郡入野谷郷十二ヶ村百姓共愁訴の趣申募、直に一犬萬犬乍ち多人数嘯合民政局へ相迫強訴に及び税を寛くせん事を述ぶ。依て吟味を遂ぐる處、有体及白狀全く亂妨ヶ間數儀も無之、一旦動搖先非悔悟の申立有之、徒刑以下輕罪の儀に付藩限り至當の所置取計申度辨官へ伺、伺の通御指揮相成同三年閏十月廿七日魁主數名處刑申付る。(明治初年農民騒擾錄)

明治二年十二月伊那郡中澤郷十七ヶ村騒擾

明治二年十二月八日高遠藩支配地、中澤村十七ヶ村百姓共愁訴の趣申立、多人數押出し頗る上を凌ぐの狀あり、今般先の騒擾に懲り人数速に繰出し三峰川を隔て押留め、一晝夜理解鎮撫し歸村せしむ。其後吟味を遂る處、白狀に及び全亂妨ヶ間數儀も無之、輕罪の儀に付、藩限り至當の所置取計申度辨官へ

具申す。同四年正月廿三日伊藤官掌を以て民部省より吉井民部大丞、林民部大丞、松代並伊那縣へ出張相成居候間、萬事打合候様達に付、掛合候處、事官を辱しめず、市賈を不止め亂妨等無之、理解之上歸村に候得者、新律に寄り軽く取計候様挨拶に付、同三月廿四日所置す。(同上)

明治三年七月筑摩郡黒澤西野末川西村騒擾

三年七月西野村水上徳右衛門熊を銃殺す、黒澤西野末川黒川西村(當時名古屋藩)の人民六百人其古來の慣例に背くを責め、徳右衛門に迫りて銃、熊皮、熊膽を奪ふ。

同月二十二日福島總管所役人出張し四村人民を諭して解散せしめ、銃、燒皮、熊膽を沒收し鎮靜す。
(西筑摩郡誌)

明治三年八月筑摩郡會田驛附近村々及生野村騒擾

伊那縣下筑摩郡會田驛附近百姓凡千人程、明治三年八月廿五日暮六時頃より騒ぎ立て、所々人家を打毀し或は放火する等亂妨に及び到底伊那縣掛り役人の手に負へないので鎮撫のため兵隊を差出し呉れる様廿六日朝松本藩へ掛合つた、松本藩に於ては即刻説諭方並三小隊を派出し、内二小隊は説諭方共犀川筋へ、一小隊は説諭方共伊那縣下筑摩郡田澤村枝郷大口澤へ向けて差出した處、一揆の同勢は既に會田

驛邊を去つて同管轄光村塔原へ達し（この時伊那縣の請ひにより高島藩も一小隊を出した）右村々の者等も加はり多人數犀川を渡り松本藩管轄安曇郡重柳川邊へ押來り、人家を打毀、或は放火し終に同所に
有る村々組合の圍穀藏迄も焼拂ふ等の亂妨を爲したので、犀川筋へ出張せる兵隊の中一小隊を以て説諭
方と共に同郡矢厚村迄追ひ詰め、大音聲に説諭を加へたが、騒ぎは募る一方更に聞入れず、却て農具又
は蒿口竹槍棒等を以て出張の人々に一時に手向ひ、礮等を投げつけるといふ始末、止むを得ず竹槍を以
て手向ひ來つた一名を鎮撫方に於て討捨てたる處、聊氣勢を削かれたと見え、多人數召捕られるや殘黨
犀川筋へ散亂した、其處へ先に大口澤へ繰出して説諭方兵隊も犀川を渡り來り殘黨多人數を召捕へた、
かくて一時鎮靜に版したが、翌二十七日朝十一時頃か、伊那縣下筑摩郡下生野邊より又々多人數騒立て
松本藩管下安曇郡小泉村へ押來り「人數可打毀勢」、小泉村に於て酒食等を差出し饗應せる由を聞き、
松本藩より説諭方を出して多人數を捕縛し鎮定した、かくて松本藩に於て捕縛せる者百七十名は入牢、
その中疵付ける者は療養を加へ其外討捨られ又は疵負にて相果たる者は仮埋葬を行つた、其後捕縛せる
者は伊那縣の掛合あつて一切同縣に引渡し、伊那縣により捕へられた巨魁と共に松本藩立會の下に吟味
された。（大政類典）

明治四年八月筑摩郡妻籠村蘭村騒擾

四年八月、名古屋縣廢止に付福島出張所本會を伊那縣に渡す、此時妻籠村蘭村等の人民尾藩有山林の
官有となるを以て不服とし騒動を起さんとす、土屋重政牧野少屬と出張説諭して鎮撫す。（西筑摩郡誌）

明治七年八月筑摩郡亂橋村騒擾

明治七年九月十日、筑摩郡亂橋村（當時筑摩縣）農山田勝彌と云もの去明治二年己巳八月中、米價高
騰を口實とし騒擾を企て、村人を煽動し民家に火を放ち家具等を毀破して到處酒食を妄食するの科、賊
盜律兇徒衆條に依り徵役十年申付る、但逃亡罪は輕きを以除棄す。
本人の口書あるも省略黨類七人。

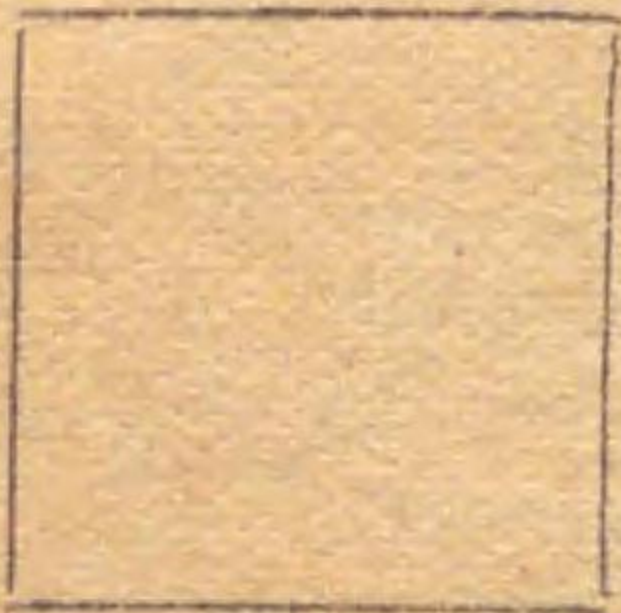
（大政類典）

明治十三年四年上水内郡大井村外近村騒擾

明治十三年四月十三日午後十時頃上水内郡大井村地内より何者とも分らないが、五六名帶劍して布旗
等を翻し松明を照し近傍村々を横行し、農民を脅し隨行を促し路傍の干草等へ火を放ち容易ならざる舉
動の趣訴出でたるものがあつたので、直に警部巡查を出張せしめた處、既に該村所轄分署の巡查が出張
し、巡查の姿を見て一同散亂せるを夫々手配追跡し、一兩者を捕縛してゐた、その一兩名の外は行方知
れず、捕縛の者を取調べたる處前書の者共に脅迫されて余義なく隨行したに過ぎず何等原因は分らない

ので巨魁探偵の手配をなした、屈書の終りに「諸新聞紙等にも右の件散見候に付爲念」上申する旨が述べられてある。

昭和二十一年三月二十五日印刷
昭和二十一年四月一日發行



信濃農民史考
定價 七圓五十錢

著作者 長野縣飯田市追手町
小林 郊 人

發行兼印刷者 長野市西長野九一
南 澤 幸 勇


印刷所 長野市南縣町六五七
信濃毎日新聞社印刷部

發行所 長野市南縣町六五七
信濃毎日新聞社出版部

會員番號A 一一二〇二七
振替長野 一一二〇番

東京都神田區淡路町一ノ九

配給元 日本出版配給會社



1251 30

7.50

